

総務地域連携常任委員会（所管事項説明）資料 目 次

◎ 所管事項

【部長所管】

- 1 地籍調査の推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 特定地域の活性化について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 交通政策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 4 情報システムの安定運用について・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 5 「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の取組について・・・・・・・・ 15
- 6 移住促進に向けた取組について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 7 市町の行財政運営への支援について・・・・・・・・・・・・・・ 27

【スポーツ推進局長所管】

- 8 地域スポーツの推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 9 スポーツ施設の管理運営・整備について・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 10 競技力向上対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
- 11 三重とこわか国体、三重とこわか大会の開催準備について・・・・・・・・ 41

【南部地域活性化局長所管】

- 12 南部地域の活性化について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
- 13 東紀州地域の活性化について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
- 14 過疎・離島・半島地域の振興について・・・・・・・・・・・・・・ 47

○添付資料

三重から発進！未来のトップアスリート応援募金 パンフレット
三重とこわか国体 チラシ

平成29年5月26日
地域連携部

1 地籍調査の推進について

1 現状と課題

(1) 地籍調査の意義

法務局備え付けの登記簿及び公図は、明治初期の地租改正の調査記録を基礎としたものが多く、面積や形状等が現地と合致していないため、土地の利用計画及び土地の売買に支障をきたすことがあります。

また、土地の境界が不明確なため、相続等に伴う境界紛争、災害時の現地確認ができない等の問題が起きています。

地籍調査は、土地の最も基礎的な情報である面積や形状等を明らかにし、その結果が記録されることから、土地境界をめぐるトラブルの未然防止や土地の有効活用、公共事業の効率化及び災害復旧の迅速化など様々な効果があります。

特に近年では、東日本大震災からの復旧・復興に向けた土地の区画の復元などに大きな成果が認められました。

(2) 事業の概要

地籍調査は、国土調査法に基づき、市町が事業主体となって、調査・測量を行うもので、一筆ごとに土地の所在、地番、地目、所有者、面積を確定し、これを基に地籍簿・地籍図を作成する事業です。

地籍調査に係る費用は、国が1/2、県が1/4を負担することで、市町の負担を1/4としています。

なお、県や市町が負担する経費については、80%が特別交付税措置の対象となっています。

(3) 現状と課題

本県における地籍調査の進捗率は、平成28年度末で9.4%であり、全国平均51%（平成27年度末）に比べて極めて低い状況となっています。

$$\text{進捗率} = \frac{(\text{地籍調査実施面積} + \text{国土調査法19条5項指定}^{\ast 1} \text{面積})}{(\text{県全面積} - \text{国有林} - \text{公有水面})} = \frac{502.5 \text{ km}^2}{5,336.87 \text{ km}^2}$$

※1 国土調査法19条5項指定

国土調査法では、さまざまな測量・調査の成果について、その精度・正確さが地籍調査と同等以上の場合に、国土交通省が指定することにより、地籍調査の成果と同等に取り扱うことができることとしている。

(例えば、民間主体の土地区画整理事業などが挙げられる)

地籍調査にかかる国の負担金については、国の財政状況が厳しく、要望額に応じた予算の確保が難しいことから、平成 28 年度に新設された社会資本整備円滑化地籍整備交付金^{※2}の活用も含めて、引き続き国の予算確保に取り組んでいく必要があります。

また、近年は労務単価の上昇や積算基準の改訂による諸経費の増加により、地籍調査の事業量が伸び悩んでいることから、効率的な事業執行に向けた取組を進めていく必要があります。

※2 社会資本整備円滑化地籍整備交付金

県や市町が作成した「社会資本総合整備計画」に位置付けられる道路や砂防などの主要事業に関連した事業として地籍調査を位置付けて実施する事業。

(4) 平成28年度の取組

平成 28 年度は、通常的地籍調査費負担金事業の実施に加え、土砂災害の恐れがある地域等を対象とした地籍調査の実施に向け、市町や県の公共事業関係部署と連携を図り、新たに社会資本整備円滑化地籍整備交付金を活用した調査が県内の 3 市町で実施されました（H28 実施市町：いなべ市、尾鷲市、紀宝町）。

また、地籍調査を休止している市町への再開に向けた取組については、当該 5 市町の首長等を直接訪問し、地籍調査の再開を要請したところ、亀山市が平成 29 年度に再開することとなりました（平成 29 年度休止市町は、四日市市、松阪市、菰野町、大紀町の 4 市町）。

2 今後の取組

引き続き、国の負担金、交付金の確保に向け、国に対して市町と連携して強く要望するとともに、社会資本整備円滑化地籍整備交付金のさらなる活用に向け、市町や県の公共事業関係部署と連携を強化していきます。

また、市町への普及・啓発や情報提供に努め、当事業に対する市町の理解・協力を求めてまいります。特に、休止市町については、継続して訪問し、地籍アドバイザー^{※3}の積極的な活用も含め、再開に向けて、より一層の働きかけを行います。

さらに、財政状況が厳しい中においても効率的な事業執行がなされるよう、国や他県の事例研究などをふまえて市町への助言に努めます。

※3 地籍アドバイザー

地籍調査に関する高度な知識を持った専門家で、市町村等における地籍調査実務の経験者、土地家屋調査士、測量士等から構成されています。

2 特定地域の活性化について

大仏山地域、木曾岬干拓地等の特定地域については、時代の変化への対応もふまえ、これまで地域のニーズに合った振興や土地の利活用を図るため取組を進めているところです。上記地域における取組概要は以下のとおりです。

1 大仏山地域

(1) 現状

大仏山地域については、昭和 40 年代の中南勢地域総合開発構想における住宅政策として位置づけられた地域です。現在は、公園等に利用されている 42ha を除いて、平成 27 年度に県土地開発公社から購入した 22 ha を含め約 52ha の土地が未利用地となっています。

この未利用地について、平成 25 年度に策定した「大仏山地域土地利用構想」に基づき里山として整備を進めており、平成 28 年度は散策路等の整備を実施しました。

(2) 今後の取組

平成 29 年度は散策路の残り区間及び駐車場の工事等を実施し、平成 30 年度から供用開始する予定です。

2 木曾岬干拓地

(1) 現状

木曾岬干拓地については、平成 24 年度に県及び関係市町で構成する「木曾岬干拓地土地利用検討協議会」を設立し、平成 26 年度には、「木曾岬干拓地土地利用計画」を策定しました。

同計画に基づき、伊勢湾岸自動車道より北側では、平成 25 年に「わんぱく原っぱ」(第 1 期)、平成 27 年に「わんぱく原っぱ」(第 2 期)の供用が始められるなど公共利用が図られており、伊勢湾岸自動車道より南側の一部でも、平成 26 年度から新エネルギーランドにおいてメガソーラー事業の運営が開始されています。

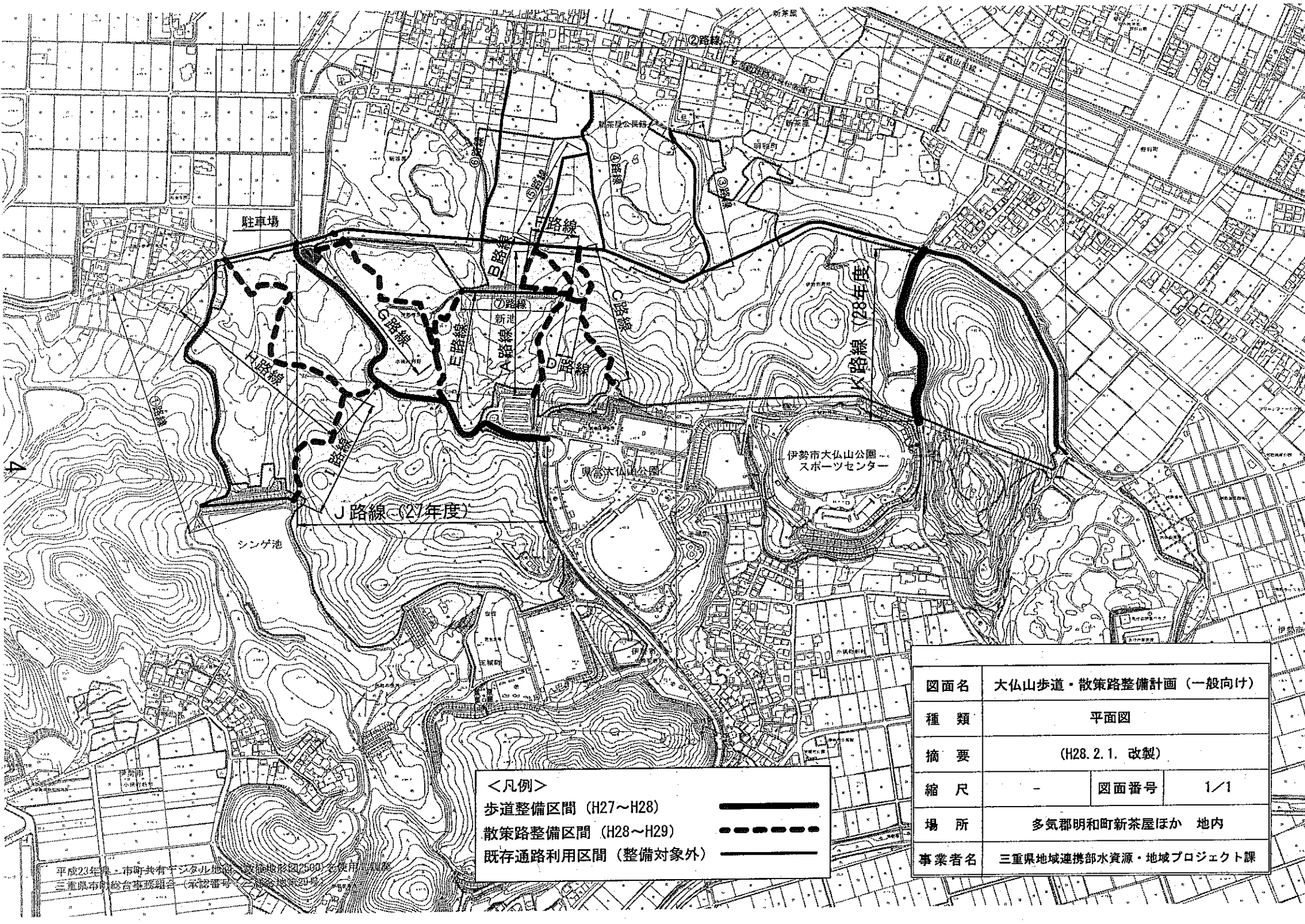
また、新エネルギーランドより南側では、運動広場の整備に向けた基本計画を策定しました。

木曾岬干拓地については、地元から早期の都市的土地利用の強い期待があることから、こうした期待に応えていく必要があります。

(2) 今後の取組

「木曾岬干拓地土地利用計画」に基づき、伊勢湾岸自動車道より北側は、5 年間の公共利用が経過した区域から段階的に企業誘致を図ることとし、地元意向への対応に努めていきます。

また、伊勢湾岸自動車道より南側は、運動広場基本計画に基づく事業化に向けてその準備に取り組んでいきます。



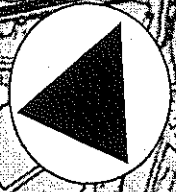
<凡例>
 歩道整備区間 (H27~H28)
 散策路整備区間 (H28~H29)
 既存通路利用区間 (整備対象外)

| | | | |
|------|-----------------------|------|-----|
| 図面名 | 大仏山歩道・散策路整備計画 (一般向け) | | |
| 種類 | 平面図 | | |
| 摘要 | (H28. 2. 1. 改製) | | |
| 縮尺 | - | 図面番号 | 1/1 |
| 場所 | 多気郡明和町新茶屋ほか 地内 | | |
| 事業者名 | 三重県地域連携部水資源・地域プロジェクト課 | | |

木曾岬干拓地の土地利用計画

木曾川大橋

国道23号



現道

県道
木曾岬弥富停車場線バイパス

新緑風橋

わんぱく原っぱ
(第1期)

建設発生土
ストックヤード

わんぱく原っぱ
(第2期)

野外体験広場

1号幹線道路

伊勢湾岸自動車道

木曾川

新エネルギーランド

環境影響評価実施予定区域

運動広場

■土地利用計画

面積:ha

| 施設の種別 | 三重県 | 愛知県 |
|--------------|------------------|------------|
| 建設発生土ストックヤード | 20.0 | — |
| 野外体験広場 | わんぱく原っぱ (第1期) | 7.0 (北) |
| | わんぱく原っぱ (第2期) | 4.4 (北) |
| 新エネルギーランド | 63.6 | 17.2 |
| 運動広場 | 各種競技ゾーン | 15.2 |
| | 多目的スポーツゾーン | 41.5 |
| 農業体験広場 | 50.1 | — |
| 自然体験広場 | 60.0 | 27.9 |
| その他 | 水路等 | 7.9 |
| 合計 | 335.2 | 79.6 |

多目的スポーツゾーン
各種競技ゾーン

木曾岬干拓地

農業体験広場

自然体験広場

保安区

環境影響評価実施区域

県境

三重県 | 愛知県

3 交通政策について

1 リニア中央新幹線について

(1) 現状と課題

国の新たな経済対策により全線開業の前倒しが図られたことを受け、既に事業に着手している愛知県、岐阜県、名古屋市との連携を強化し、新たに「リニア中央新幹線東海三県一市連絡会議」を立ち上げ、東京・名古屋間事業に関する情報収集や連携活動の検討に取り組んでいます。

首都圏から関西圏まで、7,000万人の巨大都市圏を誕生させる絶大なりニア開業効果を本県が確実に取り込めるよう、名古屋・大阪間のルートや駅位置の早期決定と一日も早い全線開業に向け、奈良県、大阪府等と連携し、J R東海や国への働きかけを強めていく必要があります。

(2) 今後の取組

「リニア中央新幹線東海三県一市連絡会議」において、継続的に東京・名古屋間整備事業の進捗や課題を把握し、今後の名古屋・大阪間事業の円滑化に資する情報収集を図るとともに、中部圏のリニアインパクトを高めるための具体的な連携活動のあり方について検討を進めます。

また、奈良県、大阪府等との連携を強化し、三重・奈良ルートや駅位置の早期決定など、一日も早い全線開業に向けたJ R東海や国への提案活動に三重県以西の自治体が一体となって取り組みます。

2 中部国際空港について

(1) 現状と課題

中部国際空港の離発着回数、航空旅客数は、近年の訪日外国人の増加やLCCの就航増などにより、順調にその数を伸ばしています。

中部国際空港が我が国の国際拠点空港としての役割を果たしていくためには、空港のさらなる利用促進を図り、早期の中部国際空港の二本目滑走路の整備による24時間完全運用の実現をめざす必要があります。

このため、様々な観光資源や国内有数の企業集積など、本県の強みを活かし、さらなる訪日外国人の誘致や企業の空港利用促進に取り組む必要があります。

【参考：離発着回数(回)及び航空旅客数(千人)の推移】

| | 18年度 | 20年度 | 22年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
|-------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 離発着回数 | 106,897 | 96,548 | 83,434 | 83,323 | 90,406 | 92,221 | 97,755 | 101,396 |
| 航空旅客数 | 11,993 | 10,809 | 9,210 | 9,211 | 9,872 | 9,902 | 10,425 | 10,962 |

(2) 今後の取組

中部国際空港利用促進協議会（代表理事：中部経済連合会会長、名古屋商工会議所会頭）、中部国際空港二本目滑走路建設促進期成同盟会（会長：愛知県知事）の活動を通じて、利用促進・需要拡大・機能強化に向けた取組を進めます。

特に伊勢志摩地域を核とした広域周遊ルートの形成をめざし、鉄道、高速船、バスの連携などによる二次交通機能の充実・強化を促進します。

また、企業等への空港セールスや大学生を始めとする若年層の海外旅行への関心を高めるための取組を進めます。

3 生活交通対策（バス）について

(1) 現状と課題

各地で不採算路線の廃止・減便が進む中、バスは学生や高齢者などにとって生活上必要不可欠な交通手段であるため、県内のバス路線は事業者バスに加え、その多くが市町等による自主運行バスなどによって維持されています。

県内のバス路線のうち、県は複数市町にまたがるような広域的なバス路線（「地域間バス」）に対して国と協調して補助し、維持・確保に努めているところですが、これらバス路線においても利用状況が思わしくない路線が出てきています。

このため、関係自治体と交通事業者、地域住民などが一体となって、公共交通の利用促進を図る必要があります。

(2) 今後の取組

市町や交通事業者、住民等が協働で地域の公共交通のあるべき姿を描く、「地域公共交通網形成計画」の策定を促し、バスなど生活交通のネットワーク化と利用促進を図るため、市町の地域公共交通会議等において必要な助言を行います。

また、「地域間バス」に対して国と協調補助するとともに、現在の利用状況が続くと補助基準を満たさなくなるなど、路線の維持が難しくなりかねない「地域間バス」路線について、交通事業者や沿線の自治体、地域と連携し、集中的な利用促進に取り組みます。

※「地域間バス」の主な定義 * 複数市町村にまたがる系統であること。（H13/3/31時点）
* 1日当たりの計画運行回数が3往復以上。
* 輸送量が15人～150人/日で経常赤字が見込まれること。

4 生活交通対策（地域鉄道及び在来線）について

(1) 現状と課題

利用者の減少による採算の悪化により、地方の鉄道路線を民間鉄道事業者が単独で維持することが困難になってきており、全国的にも沿線自治体が鉄道経営に参画せざるを得ない状況となってきています。

本県においては、第三セクター方式の伊勢鉄道のほか、平成27年に「四日市あすなろう鉄道」、平成29年4月には「伊賀鉄道」が公有民営方式に移行しており、これに加えて今年中に「養老鉄道」が公有民営方式に移行する予定です。

このように沿線自治体の負担が増す中、県民の生活交通の中で大きな役割を担っている地域鉄道の維持が図られるよう、国の補助制度を活用した支援や一層の利用促進に取り組む必要があります。

また、在来線についても、平成 28 年 3 月に全線復旧した「名松線」や「関西本線」、「紀勢本線」などにおいて、沿線地域の少子高齢化などによる利用者の減少が課題となっており、観光目的での啓発も含めた、より一層の利用促進を図る必要があります。

(2) 今後の取組

地域鉄道や在来線について、県立博物館や各鉄道会社と連携した啓発イベントを企画するなど、一層の利用促進に取り組みます。

また、地域鉄道が実施する鉄道輸送の安全性確保対策などの事業等に対し、国や沿線市町と協調しながら支援します。特に県内の鉄道交通体系を維持するために重要な役割を担っている「伊勢鉄道」については、県及び関係市町で構成する「伊勢鉄道経営改善会議」において事業の進捗を管理・共有しながら経営の安定化と安全運行の確保、並びに利用促進を図ります。

「名松線」については、県と津市、松阪市で構成する「JR名松線沿線地域活性化協議会」において、地域の活性化を図りながら利用促進に取り組みます。

5 モビリティ・マネジメントの取組について

(1) 現状と課題

県民が渋滞解消や環境、健康など、様々な観点から公共交通の有効性を理解し、目的や状況等に合せて交通手段を適切に使い分けて行動することを促す「モビリティ・マネジメント」を県は推進しており、様々なイベントと連携した啓発活動やコミュニティバスを含めた県内の公共交通の利便性を高める「三重県公共交通ネットワーク見える化」（以下、「公共交通見える化」）に取り組んでいます。

さらに近年は、高齢者の運転による自動車事故が社会問題化しており、交通安全の側面からも、これら高齢運転者に移動手段の受け皿となる公共交通への理解と活用を促し、免許返納への抵抗感を軽減させる取組が必要とされています。

(2) 今後の取組

モビリティ・マネジメントの推進について、NPOなど多様な主体と連携したセミナーやイベント等を実施するとともに、新たな取組として運転に不安を感じている高齢者の免許返納の促進を図るため、バスの乗り方教室の開催など、公共交通への理解を促し、日常の移動に安心感を持ってもらうための取組を進めます。

「公共交通見える化」について、関係市町などと連携し、コミュニティバス等の路線検索機能の向上に引き続き取り組むほか、バスロケーションシステムの導入を試行するなど、公共交通の利便性をさらに高めるための取組を進めます。

4 情報システムの安定運用について

1 現状

(1) 所管する情報システムの運用

ア 県民向けサービスの提供

インターネットを活用して、県への申請・届出の手続きができる電子申請・届出システムを運用し、県民の利便性の向上を図っています。現在、利用されている主なものとしては、各種イベントや講習会等の参加申込、三重県職員・教員等の採用試験の申込、自動車税の送付先変更届等があります。

また、庁内の各所属が保有している様々な行政情報について、地図を介してわかりやすく県民に情報提供できるよう、地図情報システム（GIS）を運用しています。

さらに、オープンデータ^(※)については、県ホームページにおいて、現在、45データを公開しています。

※オープンデータとは、インターネット等を通じて誰もが自由に入手し、様々な形で利用・再配布等ができるデータのことです。

イ 庁内の情報システムの運用

庁内の情報共有や事務の効率化を図るため、スケジュール管理、電子掲示板等の機能を備えたグループウェア、公文書の作成・管理等を行う総合文書管理システム、簡易データベース等を運用しています。

また、一人一台パソコンの管理と本庁・地域機関等を結んだ県の情報ネットワークの運用を行っています。

(2) 全庁の情報システムへの関与

現在、全庁で315の情報システムが稼働していますが、経費やセキュリティ等、様々な面で適正なレベルで構築・運用が行われるよう、外部専門家の知見も活用しながら、予算要求前及び契約前に審査・支援を行っています。

また、情報システムの運用後にシステム評価を実施し、当初想定した目的や効果が発揮されているかを検証し、システム改修時や次期システム構築時に、改善策として活用しています。

(3) セキュリティ対策の実施

サイバー攻撃が高度化・巧妙化している中、本年7月に開始予定のマイナンバー制度の情報連携に向けて、総務省から、情報セキュリティ対策のさらなる強化を講じるよう要請されています。

また、昨年当初からウィルス検出数が増えてきており、引き続き人的・技術的対策を講じていく必要があります。

このため、県では、平成 28 年度にマイナンバー利用事務の県情報ネットワークからの分離を行うとともに、市町のインターネット接続口を県に集約する自治体情報セキュリティクラウドを構築しました。

自治体情報セキュリティクラウドについては、本年 6 月末を目途に全市町の接続が完了するよう調整を進めています。

なお、県情報ネットワークや情報システムについては、ファイアウォールの設置やウイルス対策ソフトの導入等のセキュリティ対策を講じています。さらに、職員向けに標的型攻撃メール対応訓練や各種セキュリティ研修を実施すること等により、危機管理意識の醸成に努めています。

(4) 市町との連携

県内全域の共有デジタル地図の更新整備を行うため、平成 28 年度に実施主体である三重県市町総合事務組合と協定を締結し、整備を進めています。

また、情報システムの共同利用、携帯電話不通話地域の解消等について、県内市町と連携して取り組んでいます。

さらに、三重県電子自治体推進連絡協議会を通じて、国の動向、県や各市町の取組について、情報共有を図っています。

2 今後の方針

(1) 所管する情報システムの運用

ア 県民向けサービスの提供

電子申請・届出システムについて、利用できる行政サービスの幅を広げ、より多くの県民に利用いただけるように努めます。

また、地図情報システム(GIS)について、引き続き、安定した運用に努めるとともに、県の保有する情報のオープンデータ化を促進します。

イ 庁内の情報システムの運用

行政事務の基盤である県情報ネットワークや所管する各情報システムについて、安定的な運用に努めます。

また、今年度中にグループウェアシステムの更新期限を迎えるため、同システムの再構築を行います。

(2) 全庁の情報システムへの関与

全庁の情報システムについて、適正に構築・運用が行われるよう、引き続き、予算要求前及び契約前の審査・支援、システム評価を行います。

(3) セキュリティ対策の実施

情報セキュリティ対策のさらなる強化策として、パソコンや各種業務システムにおいて、外部からの不正侵入を防ぐため、今年度は、県情報ネットワークとインターネット接続環境との分離業務を実施します。

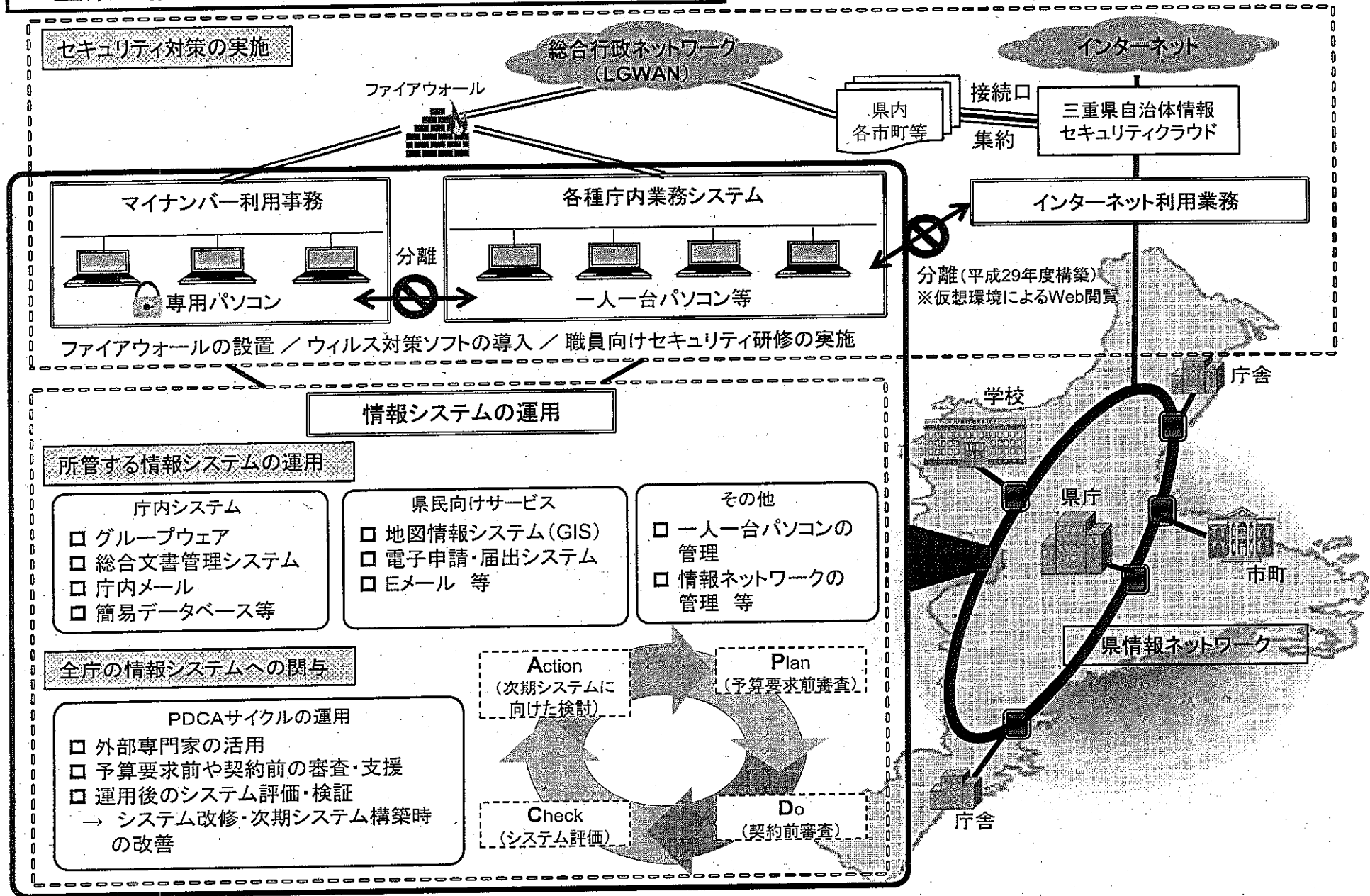
また、引き続き、適切なセキュリティ対策を講じるほか、職員向けに標的型攻撃メール対応訓練や各種セキュリティ研修を実施すること等により、危機管理意識の向上に努めます。

(4) 市町との連携

県内全域の共有デジタル地図について、三重県市町総合事務組合と協同して、平成 31 年度の完成を目指して、空中写真撮影など更新に向けた整備を進めます。

また、携帯電話不通話地域の解消について、引き続き、県内市町と連携し、携帯電話事業者に対して基地局の整備を働きかけていきます。

三重県の情報システム及びネットワークのイメージ図



5 「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の取組について

1 経緯

(1) 協議会の設置

地域づくりの推進にあたっては、県と、これまでに各地域において地域づくりを進めている市町との連携をより一層強化することが重要となります。このため、県と市町が地域づくりの推進等について、適切な役割分担のもと、協働して地域づくりの基盤の整備に向けた取組を進めるため、「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」（以下「協議会」という。）を平成21年2月に設置しました。

(2) 協議会の位置づけ

協議会の取組は、平成21年4月から「三重県地域づくり推進条例」（平成20年5月20日施行、以下「条例」という。）第4条第1項で規定された「地域づくりが円滑かつ効果的に行われる仕組み」として位置づけています。

2 協議会の概要（別紙参照）

(1) 構成員

協議会は、県と市町が対等な関係で設置する共管組織で、会長に三重県知事、副会長に三重県市長会会長、三重県町村会会長および三重県地域連携部を担任する副知事が就任しています。また、市町長、副知事、危機管理統括監、県部局長等および地域防災総合事務所長、地域活性化局長が構成員となっています。

(2) 組織

協議会は、県内の全県的な政策課題等の協議・検討を行う「全県会議」と、地域防災総合事務所および地域活性化局単位で、市町の地域づくりに関する課題の協議・検討を行う「地域会議」で構成されています。

全県会議において「総会」を、地域会議において「1対1対談」および「サミット会議」を開催するほか、それぞれに「調整会議」と「検討会議」を設置して、県と市町の担当職員が具体的なテーマの調整や検討を行っています。

3 取組方針

県と市町の役割を明確にし、必要な情報の提供や国、県等の各種支援制度を有効に活用することで、地域づくりに関する課題等の解決に向けて市町とともに取り組んでいきます。

また、協議会の平成28年度における取組状況については、6月定例会会議においてその概要を県議会へ報告した後、9月定例会会議において条例第5条に基づき県議会へ報告するとともに公表します。

【参考】

「三重県地域づくり推進条例」(抜粋)

(県の役割等)

第4条 県は、住民をはじめとする多様な主体と対等の立場において信頼かつ協調の関係を保持し、多様な主体の意見が反映された地域づくりが円滑かつ効果的に行われるよう必要な仕組みを構築し、機能させるものとする。

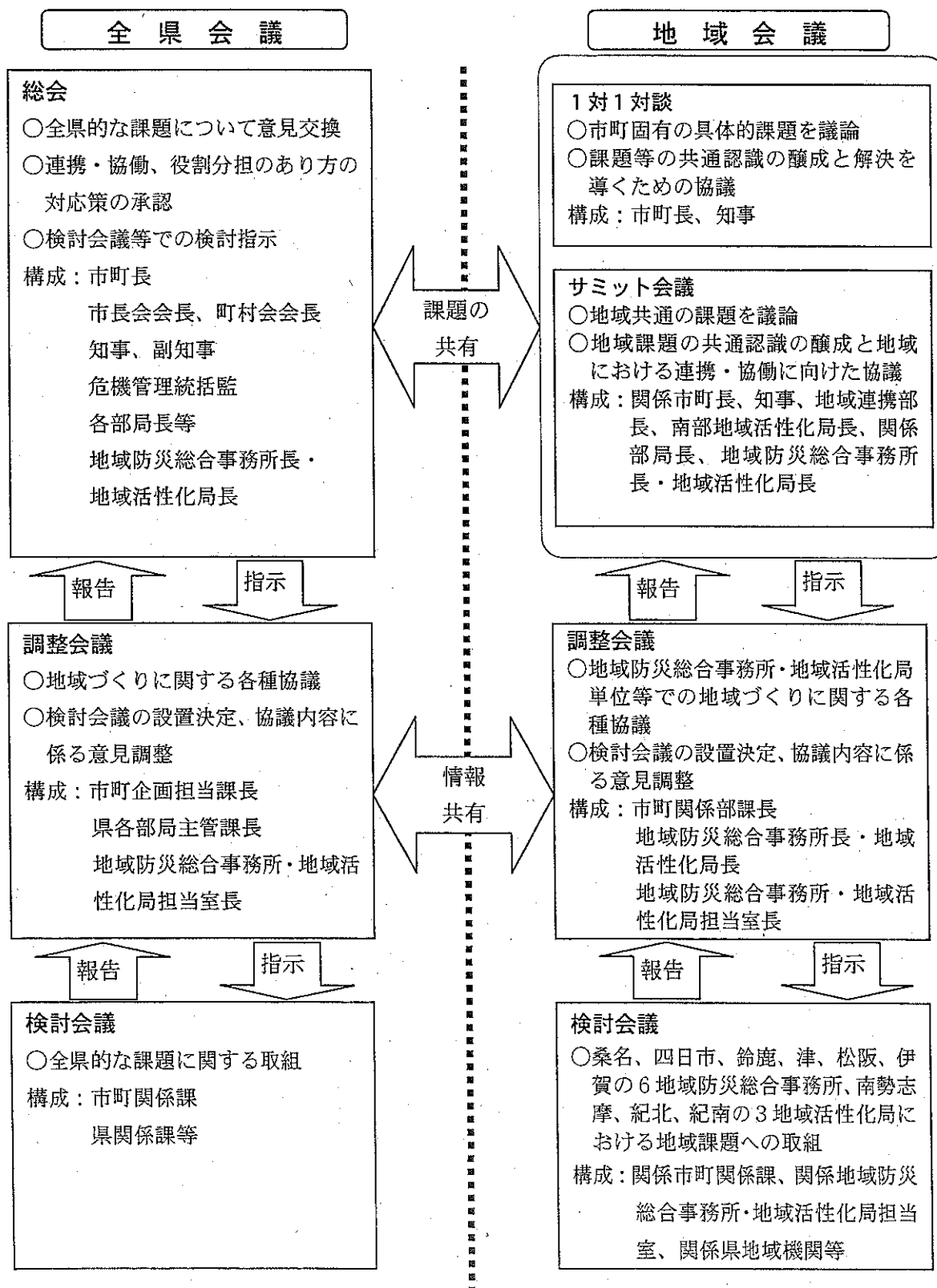
2 知事は、前項の規定により仕組みを構築しようとするときは、その仕組みを議会に示さなければならない。

3 前項に規定する仕組みは、この条例の趣旨を尊重し、知事が定めるものとする。

(議会への報告)

第5条 知事は、毎年、前条第二項の規定により議会に示した仕組みに基づく地域づくりの実施状況について、議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の仕組み



6 移住促進に向けた取組について

1 現状と課題

(1) 背景

本県の人口は、平成19年の約187万3千人をピークに減少に転じており、平成28年10月1日現在の人口は、180万8千人とピーク時から約6万5千人の減少となっています。

人口減少は深刻な問題で、自然減と社会減に対して幅広い視点から対策を講じ、減少のスピードを緩めながら、豊かで活力ある社会をつくっていく必要があります。

このため、三重県では、平成27年10月に策定した「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、人口の社会減対策にかかる取組のひとつとして、総合的な移住の促進を図ることとしています。

また、みえ県民カビジョンの第二次行動計画においても、「移住の促進」を施策に位置づけて取組を進めているところです。

(2) これまでの取組と課題

平成28年度は、首都圏で移住に関する相談をワンストップで受けられる常設の窓口として東京有楽町の「NPO法人ふるさと回帰支援センター」内に開設した「ええとこやんか三重 移住相談センター」（以下「移住相談センター」という。）を中心としたきめ細かな相談対応、首都圏・関西圏での移住相談会、ホームページ等の情報発信の充実、「ええとこやんか三重県と市町の移住促進検討会議」を活用した市町の受入体制の整備などに取り組みました。

その結果、平成28年度は、相談件数が前年度比約50%増の1,137件、空き家バンクや空き家リノベーション事業など県および市町の施策等を利用して県外から移住された方々も前年度比約65%増の205人となりました。

一方で、全国の多くの自治体においても、国の地方創生の動きに合わせて、移住促進の取組が強化されています。他県と連携した地方への移住をPRする取組に加えて、三重県ならではの特色ある取組が求められています。

ひとりでも多くの人に三重県を選んでいただくためには、移住後の暮らしがイメージ出来るよう、それぞれの市町や地域の強みを生かしたライフスタイルを提案するとともに、引き続き、個々の移住希望者の相談にきめ細かに対応することが必要です。

2 取組方針

次の3本の柱を取組方針として、移住の促進に取り組んでいきます。

- (1) ワンストップできめ細かな移住相談体制の確立
- (2) 総合的な情報発信と移住促進に向けた気運の醸成
- (3) 移住者を受け入れる地域の体制の整備

3 平成29年度の取組

平成29年度は、課長級の「移住促進監」を配置することで体制を強化します。新たに設置する「移住促進庁内連携関係課長会議」などを通じて、部局横断的に施策を進め、市町とも緊密に連携しながら、より一層、移住希望者の相談にきめ細かく対応していきます。

(1) ワンストップできめ細かな移住相談体制の確立

首都圏に常設する移住相談センターを中心に、関西圏、中京圏で開設する移住相談デスクや市町参加型テーマ別移住セミナーなどを通じて、移住希望者それぞれのライフプランに応じた相談にきめ細かく対応する体制を確立、充実します。

① 首都圏における相談体制

移住相談センターにおいて、引き続き移住相談アドバイザー、就職相談アドバイザー（雇用経済部）、県職員の3名体制で対応します。

移住全般の相談には常駐の移住相談アドバイザーが対応し、必要に応じて就職相談アドバイザーや県職員が同席して対応します。

- ・市町参加型テーマ別移住セミナー等 10回程度
- ・起業相談デスク 4回程度
- ・U・Iターン就職セミナー 4回程度

② 関西圏における移住相談体制

情報発信拠点を設置している「大阪ふるさと暮らし情報センター」（シティプラザ大阪）において、毎月第2土曜日に移住相談デスクを実施するとともに、市町参加型テーマ別移住セミナー等を実施します。

- ・移住相談デスク 12回程度
- ・市町参加型テーマ別移住セミナー等 5回程度
- ・起業相談デスク 4回程度

③ 中京圏における移住相談体制

昨年9月に株式会社モンベルと締結した「連携と協力に関する包括協定」に基づき、栄にある「モンベル名古屋店」において毎月原則第3土曜日に「移住相談デスク」を実施するとともに、市町参加型テーマ別移住セミナーを新たに実施します。

- ・移住相談デスク 12回程度
- ・市町参加型テーマ別移住セミナー等 1回程度

(2) 総合的な情報発信と移住促進に向けた気運の醸成

全国フェアへの出展や他県との広域連携によるプロモーションを行うとともに、引き続き、ホームページなどインターネットを使った情報発信を行います。

また、「一歩先の移住～三重で実現するあなたらしいライフスタイル！～」をコンセプトに県単独のプロモーションを新たに展開します。

- ① 全国規模の移住フェア等への出展
(首都圏2回程度、関西圏1回程度、中京圏1回程度)
- ② 他県との広域連携による移住プロモーション(首都圏:3回程度)
- ③ 県単独プロモーションの実施

(3) 移住者を受け入れる地域の体制の整備

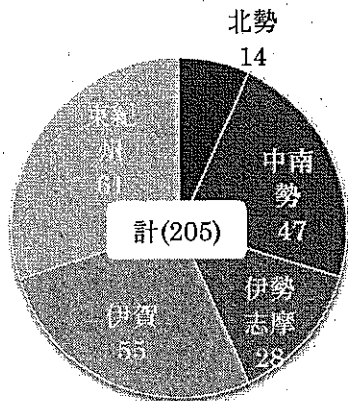
「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」に、「ええとこやんか三重 県と市町の移住促進検討会議」を引き続き設置し、県や市町の取組についての情報共有や課題の検討、担当者向けの研修等を実施し、市町と連携して移住促進の取組の強化を図っていきます。

※各市町の受け入れ体制の状況(平成29年4月1日現在)

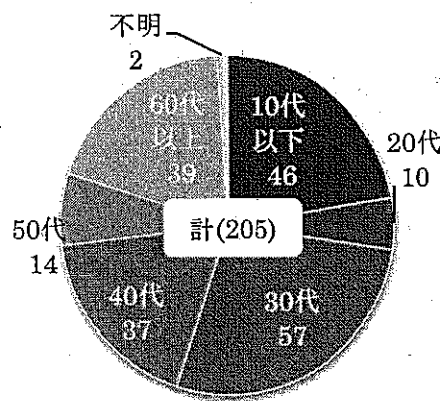
- | | |
|--------------|------|
| ① 相談窓口開設 | 25市町 |
| ② 空き家バンク開設 | 20市町 |
| ③ 空き家リノベーション | 18市町 |
| ④ 体験ツアーの実施 | 13市町 |
| ⑤ お試し住宅の整備 | 5市町 |
| ⑥ 相談会への出展 | 21市町 |

| | | 移住者数 | 割合 |
|--------|----------------|-------|-------|
| 内 訳 | 空き家バンク | 85 人 | 41.5% |
| | その他各市町施策 | 58 人 | 28.3% |
| | 空き家リノベーション事業 | 16 人 | 7.8% |
| | 地域おこし協力隊（任期終了） | 4 人 | 2.0% |
| | 青年就農給付金 | 2 人 | 1.0% |
| | その他県施策 | 40 人 | 19.5% |
| | 合計 | 205 人 | - |

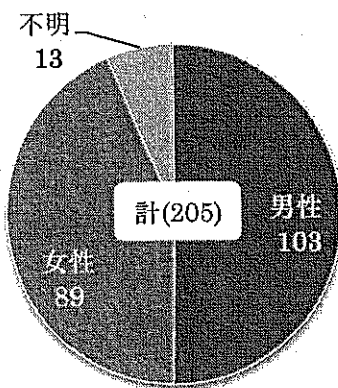
①移住先の地域



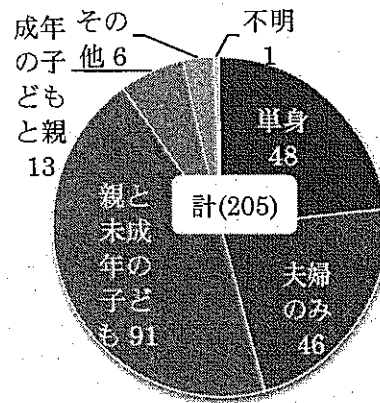
②年代



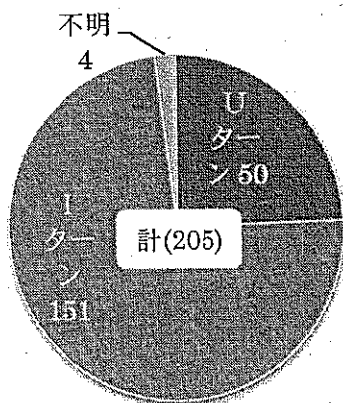
③性別



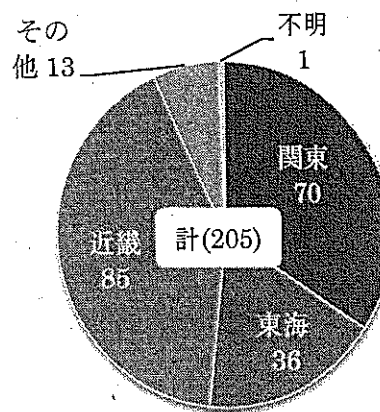
④家族構成



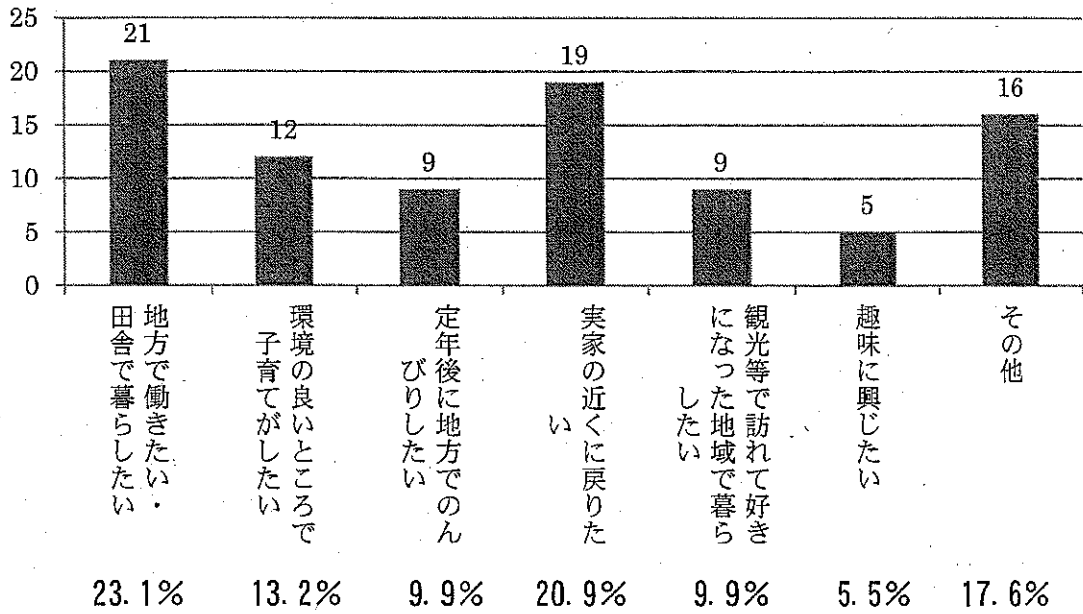
⑤Uターン/Iターンの別



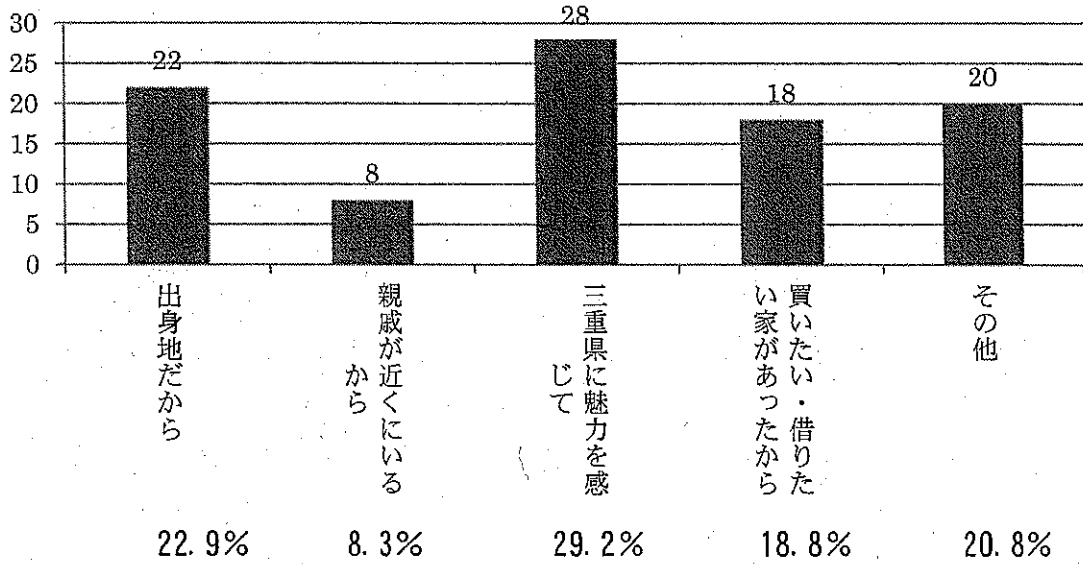
⑥移住前の住所



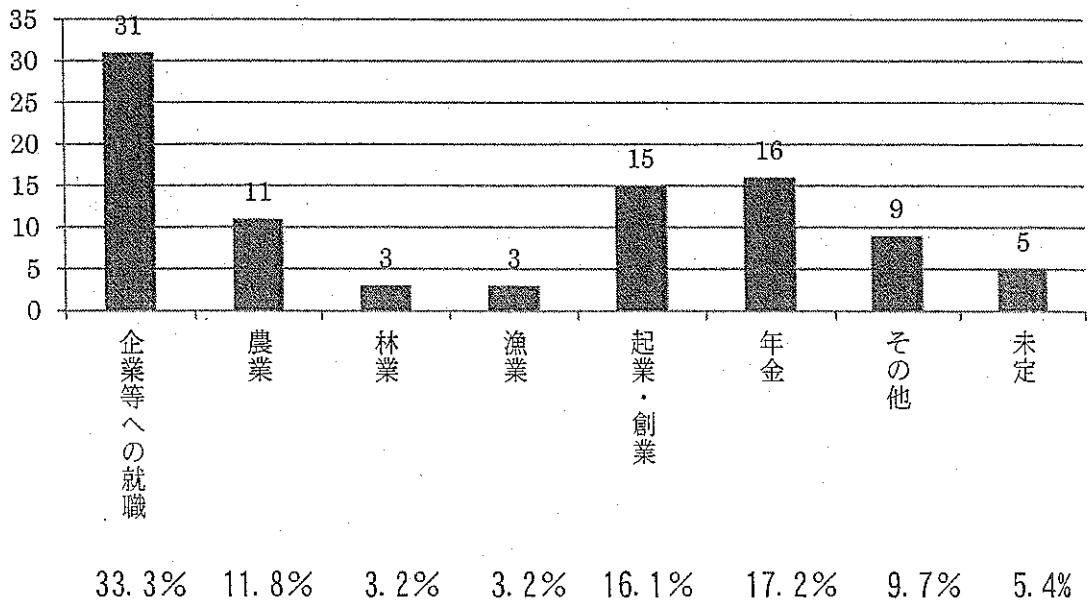
⑦移住のきっかけ（複数回答有 延べ91件）



⑧三重県に決めた理由（複数回答有 延べ96件）



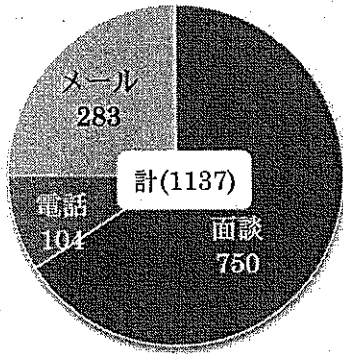
⑨移住後の生活基盤（複数回答有 延べ93件）



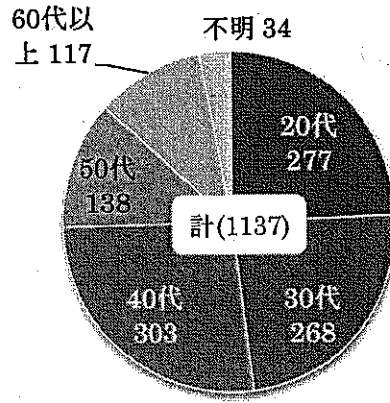
平成28年度「ええとこやんか三重 移住相談センター」の相談状況

(1) 4月～3月の累計（4月1日～3月31日、月曜・祝日定休284営業日）1,137件
 （相談場所の内訳：東京948件、大阪85件、名古屋33件、本庁71件）

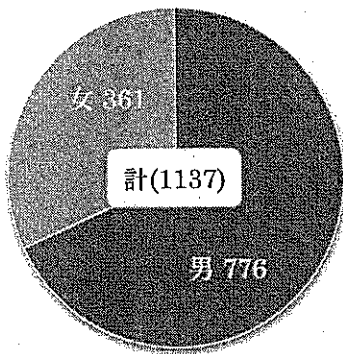
① 相談方法



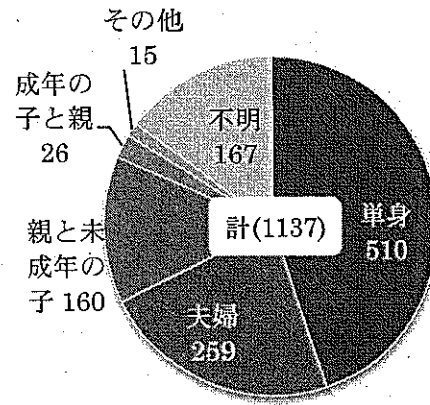
②年代



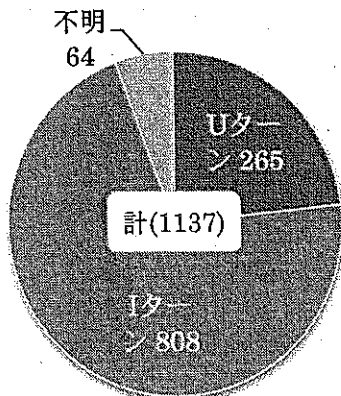
③性別



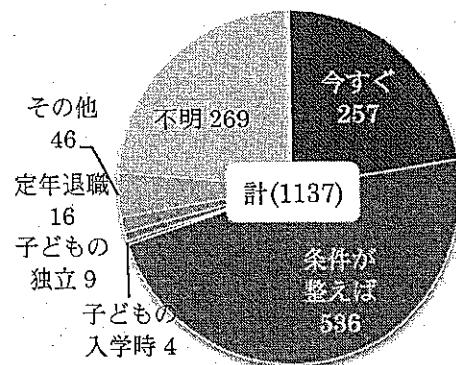
④家族構成



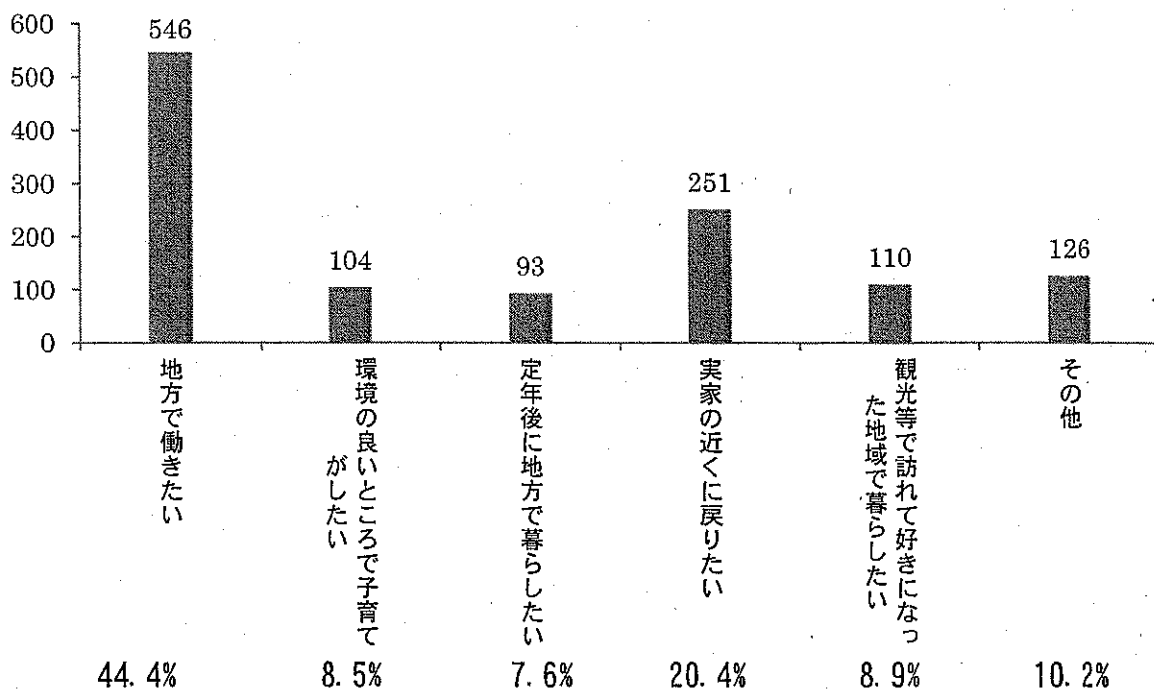
⑤Uターン/Iターンの別



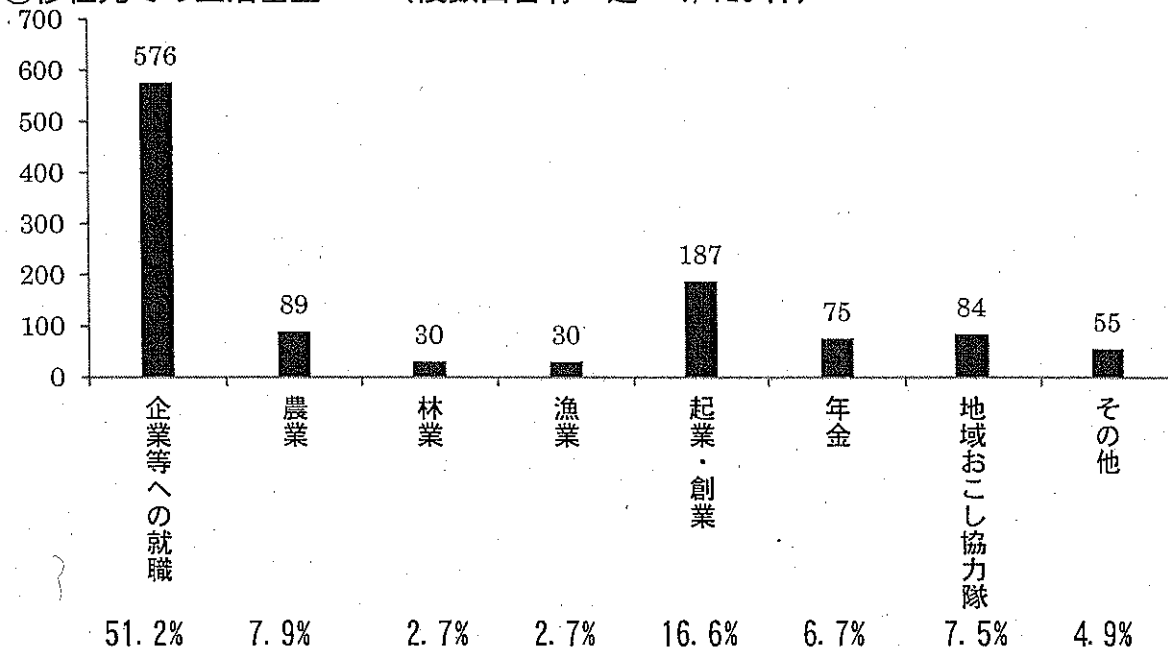
⑥移住希望時期



⑦相談のきっかけ (複数回答有 延べ1,230件)



⑧移住先での生活基盤 (複数回答有 延べ1,126件)



(2) 主な相談内容

- ①40代男性。志摩市出身。林業に就きたいので、研修先をさがしている。三重県内で研修をやっているところがあるか。
- ②30代男性。大台町出身。三重県に戻りたいので就職先を紹介してほしい。
- ③50代女性。地方で稲作をしながら暮らしたい。夫が来年退職なので、そのタイミングに合わせて移住したい。農地の取得方法などを知りたい。
- ④30代女性。津市出身。三重県にUターンを考えている。船舶の電子制御や自動運転に関する研究をしており、そのスキルが活かせる仕事を紹介してほしい。
- ⑤40代男性。母と妹が愛知県に住んでいるので、その近くに移住したい。就職先や地域の情報について知りたい。

7 市町の行財政運営への支援について

県では、県内 29 の市町が自主的・自立的な行財政運営を行いながら、県民に必要な行政サービスを効率的・効果的に提供できるよう、市町に対する助言や情報提供などの支援を行っています。

1 行財政運営

(1) 現状と課題

市町の財政状況については、実質収支が赤字の団体はありませんが、経常収支比率や地方債現在高の高い団体も多いなど、引き続き、厳しい財政運営の状況が続いています。

市町が基礎自治体として自主性、自立性を確保し、効率的かつ効果的な行財政運営が行われるとともに、市町が抱える課題への対応や新たな制度の導入への対応等が円滑に行われる必要があります。

(2) 今後の取組

今後も引き続き、市町の自主性を尊重しつつ、地方自治制度、地方公務員制度、地方財政制度等の適切な運営や財政健全化の取組等について、「市町と県との勉強会」の開催などを通じて、必要な助言や情報提供による支援を行います。

2 権限移譲

(1) 現状と課題

全国的に権限移譲が一定進み、国の分権改革の重点が、期間を区切った全国一律の集中的な取組から、地方の発意に根差した息の長い取組へ移ってきました。

県からの権限移譲の検討にあたっては、従来のような地方分権一括法による法定権限移譲の関連事務を中心とした移譲に加え、これまで以上に自主的な移譲の検討が必要とされています。

同時に、市町においては、近年の厳しい財政状況や行政改革による職員数の減少など、権限移譲の検討に際し個々の課題を抱えていることから、これらの課題を市町と協力して克服していくため、自発的かつ詳細にわたる移譲の検討が求められています。

このような状況の中、「三重県権限移譲推進方針（第 1 次改定）」の期間が平成 28 年度で終了することから、「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」（全県会議）の検討会議において検討を行い、平成 33 年度までを期間とする「三重県権限移譲推進方針（第 2 次改定）」を策定したところです。

(2) 今後の取組

今後は、新方針に基づき、住民の利便性向上や市町の自主性・自立性の向上等、権限移譲の目的に特に寄与する事務等として「重点移譲事務」に位置付けた事務を中心に、説明会や勉強会を開催し、関係部局と連携しながら、市町における権限移譲の検討を促進します。

また、市町からの提案募集を行うとともに、各部局において新たな権限移譲の対象となる事務の検討が進むよう、他府県における権限移譲の状況を分析し、情報提供を行います。

3 地方創生

(1) 現状と課題

平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が制定されたことを受け、平成27年度までに県内の全ての市町において「地方版総合戦略」と「地方人口ビジョン」が策定され、平成28年度から本格的な事業展開の段階に入ったところです。

県においては、これまで市町との勉強会を開催し、地方創生関連交付金に係る事業計画の策定支援をはじめ、他県の優良事例の紹介など、市町の取組の実効性が高まるよう、必要な助言や情報提供を行ってきました。また、市町訪問による意見交換会や市町長を対象とする「まち・ひと・しごと創生トップセミナー」の開催など、市町との緊密な連携を進めてきたところです。

市町の地方創生を実現するためには、総合戦略に位置づけられた取組が円滑に行われるとともに、実施された施策や事業の効果を検証し、必要に応じて総合戦略を改定するという一連のプロセスを着実に踏んでいくことが重要であるため、県は引き続き、こうした一連のプロセスが円滑に進むよう、市町の取組に対し、必要な助言や情報提供等を行う必要があります。

(2) 今後の取組

総合戦略に位置づけられた取組を地方創生の実現につなげられるよう、市町との勉強会などの機会を通じて、国や県の総合戦略の改訂状況や他府県の優良事例等の情報提供を行うなど、市町の主体的な取組を積極的に支援していきます。

8 地域スポーツの推進について

1 現状

本県では平成 30 年に全国高等学校総合体育大会、平成 32 年に全国中学校体育大会、平成 33 年に国民体育大会（三重とこわか国体）及び全国障害者スポーツ大会（三重とこわか大会）の開催を控え、さらに、平成 32 年には東京オリンピック・パラリンピックが開催されるなど、今年の本県のスポーツ推進にとって重要な 5 年間はスタートする年です。

こうした機会に、スポーツのもつ多面的な価値を県民の皆さんと共有し、県民の力を結集したスポーツによる元気なみえづくりをめざしていくため、三重県スポーツ推進条例を平成 26 年度に制定し、平成 27 年度から施行しています。

条例の行動計画である三重県スポーツ推進計画にもとづき、スポーツ推進月間の取組など県民の皆さんがスポーツを「する」「みる」「支える」ための機運の醸成や、地域におけるスポーツ活動の推進、スポーツを通じた地域の活性化に取り組んでいます。

2 課題

国のスポーツ基本計画では、できる限り早期に成人の週 1 回以上の運動・スポーツの実施率が 3 人に 2 人（65%程度）となることが目標とされています（現状値 42.5%）。

これを踏まえて、三重県スポーツ推進計画及びみえ県民カビジョン第二次行動計画においても 65%を目標として取り組んでいます（現状値 44.3%）。

総合型地域スポーツクラブへの支援など県民の皆さんがスポーツをする機会の充実とともに、機運の醸成を図っていく必要があります。

3 今後の取組

(1) スポーツ推進月間の取組について

三重県スポーツ推進条例で定めるスポーツ推進月間を 9 月、10 月に設定し、みえのスポーツフォーラムを開催するなど、県民の皆さんの運動・スポーツ実施率の改善に向けて取り組みます。

(2) 地域におけるスポーツ活動の推進について

総合型地域スポーツクラブの安定した運営と定着に向けた支援や、みえスポーツフェスティバル、美し国三重市町対抗駅伝の開催など県民の皆さんがスポーツに親しむ機会の充実に取り組めます。

(3) 東京オリンピック・パラリンピックキャンプ地誘致等について

関係市町・関係団体と連携し、東京オリンピック・パラリンピックやラグビーワールドカップ 2019 の各国代表チームのキャンプ地誘致に取り組めます。

(4) スポーツを通じた地域の活性化について

すべての県民の皆さんが、よりスポーツに親しんでもらえるように、スポーツを通じた地域の活性化を図ります。スポーツによる誘客・交流促進に関する研修会等の開催や、県内各地で開催されるスポーツイベントへのスポーツ応援隊の派遣により、市町の取組を支援します。

9 スポーツ施設の管理運営・整備について

1 現状

(1) スポーツ施設の管理運営について

スポーツ推進局では、三重交通G スポーツの杜 鈴鹿（鈴鹿スポーツガーデン）、三重交通G スポーツの杜 伊勢（総合競技場）、松阪野球場、ライフル射撃場の4施設を所管しています。いずれも指定管理者制度を活用して（指定の期間 平成26年度～30年度）、施設の安全性・利便性の確保及び効果的・効率的な管理運営に努め、平成28年度は845,481人の利用がありました。（別紙1）

| 施設名 | 指定管理者 |
|------------------|----------------|
| ・三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 | 三重県体育協会グループ（※） |
| ・三重交通G スポーツの杜 伊勢 | 三重県体育協会グループ（※） |
| ・松阪野球場 | （公財）三重県体育協会 |
| ・ライフル射撃場 | 三重県ライフル射撃協会 |

※（公財）三重県体育協会と（株）ジャパンスポーツ運営によるJV

なお、三重県行財政改革取組における新たな財源確保対策の一環として、鈴鹿スポーツガーデン及び総合競技場にネーミングライツを導入しています。ネーミングライツ・パートナーには三重交通グループホールディングス株式会社を決定し、平成26年10月1日から、それぞれ「三重交通G スポーツの杜 鈴鹿」「三重交通G スポーツの杜 伊勢」を愛称として使用しています。

(2) スポーツ施設の整備について

三重交通G スポーツの杜 伊勢については、平成30年の全国高等学校総合体育大会や平成33年の三重とこわか国体等の開催に向け、大規模改修を行っているところです。平成27年度は、補助競技場、投てき場、駐車場が完成し、平成28年度はメインスタンド、バック・サイドスタンド、メインフィールド、大型映像装置等の整備を進めました。（別紙2・3）

また、平成28年度、三重交通G スポーツの杜 鈴鹿については水泳場北側雨漏り補修工事等を行い、ライフル射撃場については国体の競技施設基準に適合するよう射場整備の設計を進めました。

2 課題

施設の管理運営については、指定管理者と連携しながら利用者の満足度の向上につながるような効果的・効率的な運営だけでなく、地域スポーツや競技力向上の拠点として、施設の老朽化への対応等、施設機能の維持・向上を図ることが求められています。

また、施設の整備については、三重とこわか国体の開催に向け、国体の競技施設基準に適合する施設を計画的かつ着実に整備する必要があります。

3 今後の取組

(1) スポーツ施設の管理運営について

施設の管理運営については、引き続き指定管理者と連携しながら、効果的・効率的な運営や、施設の維持・向上に努めるとともに、必要となる施設の補修や設備・備品の整備等に努めていきます。

また、次期指定管理者の選定に向け、準備に取り掛かります。

(2) スポーツ施設の整備について

ア 三重交通G スポーツの杜 伊勢

平成 29 年 10 月下旬の供用開始に向けて、メインスタンド建築工事、バックスタンドやサイドスタンドの改修工事、メインフィールド改修工事、大型映像装置改修工事等を着実に進めます。

イ ライフル射撃場

平成 29 年度中の完成に向けて、10m射場及び 50m射場等の整備工事を行います。

ウ その他

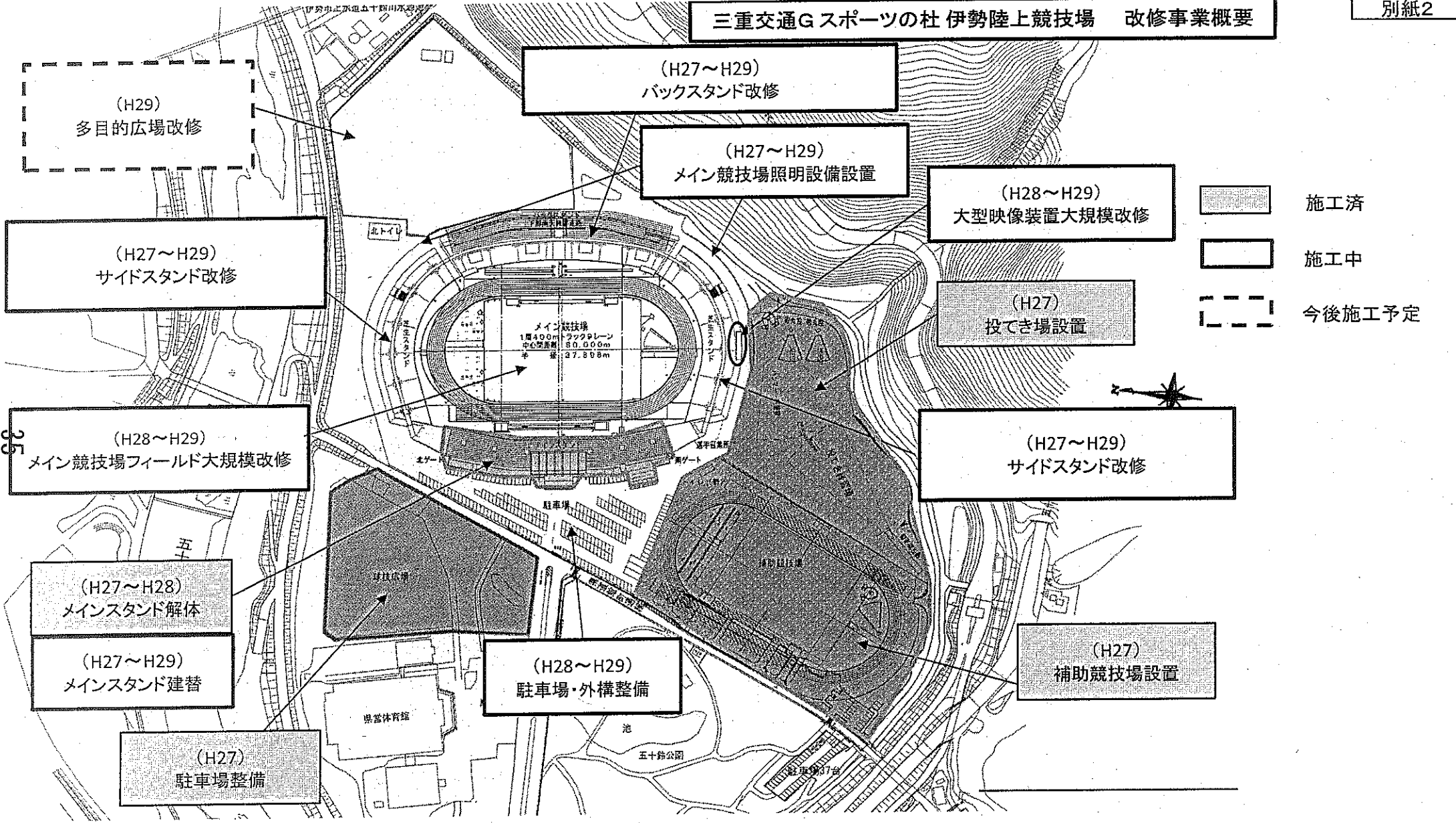
三重交通G スポーツの杜 鈴鹿、松阪野球場についても、利用者の安全・安心にかかる補修を中心に必要な整備を行っていきます。

スポーツ推進局が所管する県営スポーツ施設

スポーツ推進局スポーツ推進課

| | | 三重交通G スポーツの杜 鈴鹿 | 三重交通G スポーツの杜 伊勢 | 松阪野球場 | ライフル射撃場 |
|-------------------|--|---|---|---|--|
| 施設 の 概 要 | 所在地 | 鈴鹿市御園町 1669 番地 | 伊勢市宇治館町 510 番地 | 松阪市立野町 1370 番地 | 津市中村町字国主谷 |
| | 設置 年月 | 第1期 H4. 10 / 第2期 H9. 7 / 第3期 H19. 4 | 体育館 S39. 4/S47. 4 競技場 S43. 12/S48. 5 トレーニングセンター H2. 3 | S50. 8 | S48. 5 |
| | 構造 規模 等 | <ul style="list-style-type: none"> □敷地面積 391, 000 m² (第1期) ○サッカー・ラグビー場 (H4. 10. 11 供用開始) メイングラウンド面積 14, 432 m² 第1・2グラウンド面積 25, 500 m² 第3・4グラウンド面積 28, 600 m² メインスタンド地上3階鉄筋コンクリート造 (第2期) ○屋内水泳場 (H9. 7. 12 供用開始) 建築面積 10, 185 m²、延面積 18, 807 m²、地上3階地下1階鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造) ○庭球場 (H9. 7. 12 供用開始) <ul style="list-style-type: none"> ・管理棟：建築面積 472 m²、延面積 1, 168 m² 地上3階鉄筋コンクリート造 ・センターコート：建築面積 1, 581 m²、延面積 1, 987 m²、地上2階鉄筋コンクリート造 ・シェルターコート：建築面積 3, 465 m² 延面積 3, 031 m²、地上1階鉄筋コンクリート造 ・屋外テニスコート：延面積 16, 100 m² ・屋外テニスコントロール棟：建築面積 78 m² 延面積 105 m²、地上2階鉄筋コンクリート造 (第3期) ○体育館 (H19. 4. 1 供用開始) 延面積 4, 308 m²、アリーナ面積 2, 010 m² 地上2階鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨造) (第3期以降) ○多目的広場 (H17. 9. 1 供用開始) 面積 5, 212 m² ○クライミングウォール (H19. 7. 21 供用開始) 高さ 12m×幅 4m | <ul style="list-style-type: none"> □敷地面積 185, 426 m² (五十鈴公園全体) ○体育館 (S39. 4 供用開始) 建築面積 3, 748 m²、延面積 5, 783 m² 地上3階・地下1階鉄筋コンクリート造 ○体育館別館 (S47. 4 供用開始) 建築面積 968 m²、延面積 1, 093 m² ○陸上競技場 (第1種公認) (S43. 12 供用開始、H27~H29 大規模改修) <ul style="list-style-type: none"> ・メインスタンド改築 (H29年10月下旬供用開始予定) 建築面積 6, 138 m²・延面積 11, 378 m² 地上4階鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 ・メインフィールド更新 (H29年10月下旬供用開始予定) ・バックスタンド改修 (H29年10月下旬供用開始予定) 建築面積 4, 078 m²、延面積 5, 699 m² 地上2階鉄筋コンクリート造 ・サイドスタンド改修 (H29年下旬供用開始予定) ・補助競技場 (第3種公認) (H27年度完成) ・付帯投てき場 (H27年度新設) ○トレーニングセンター (H2. 3 供用開始) 建築面積 355 m²、延面積 345 m² 地上1階鉄骨造 | <ul style="list-style-type: none"> □敷地面積 25, 182 m² ○野球場管理棟及びメインスタンド 地上2階鉄筋コンクリート造 ○芝生スタンド 8, 971 m² ○グラウンド1面 13, 787 m² (両翼 92. 8m、ホームセンター間 120m) | <ul style="list-style-type: none"> □敷地面積 21, 055 m² ○管理棟 100 m² ○射場 スモールボアライフル 24 射座 エアライフル・ビームライフル 28 射座 |
| | 指定管理者 (H26-H30) | 三重県体育協会グループ ((公財) 三重県体育協会と (株) ジャパンスポーツ運営によるJV) | 三重県体育協会グループ ((公財) 三重県体育協会と (株) ジャパンスポーツ運営によるJV) | (公財) 三重県体育協会 | 三重県ライフル射撃協会 |
| | 施設の設置目的 (役割) | 県民の心身の健全な発達及び体育・スポーツの普及振興を図る。 | 県民の心身の健全な発達及び体育の普及振興を図る。 | 県民の心身の健全な発達及び体育の普及振興を図る。 | ライフル射撃の普及振興を図り、県民の心身の健全な発達に寄与する。 |
| 年間利用者数 (平成28年度) | 500, 926人 | 308, 001人 | 35, 751人 | 803人 | |
| 指定管理料 (H26-H30) | <ul style="list-style-type: none"> 1, 630, 940千円 26年度 329, 860千円 27年度 328, 660千円 28年度 324, 660千円 29年度 325, 260千円 30年度 322, 500千円 | <ul style="list-style-type: none"> 281, 830千円 26年度 56, 780千円 27年度 57, 300千円 28年度 56, 250千円 29年度 56, 000千円 30年度 55, 500千円 | <ul style="list-style-type: none"> 104, 500千円 26年度 20, 700千円 27年度 20, 800千円 28年度 21, 000千円 29年度 21, 000千円 30年度 21, 000千円 | <ul style="list-style-type: none"> 2, 494千円 26年度 495千円 27年度 499千円 28年度 500千円 29年度 500千円 30年度 500千円 | |

三重交通Gスポーツの杜 伊勢陸上競技場 改修事業概要

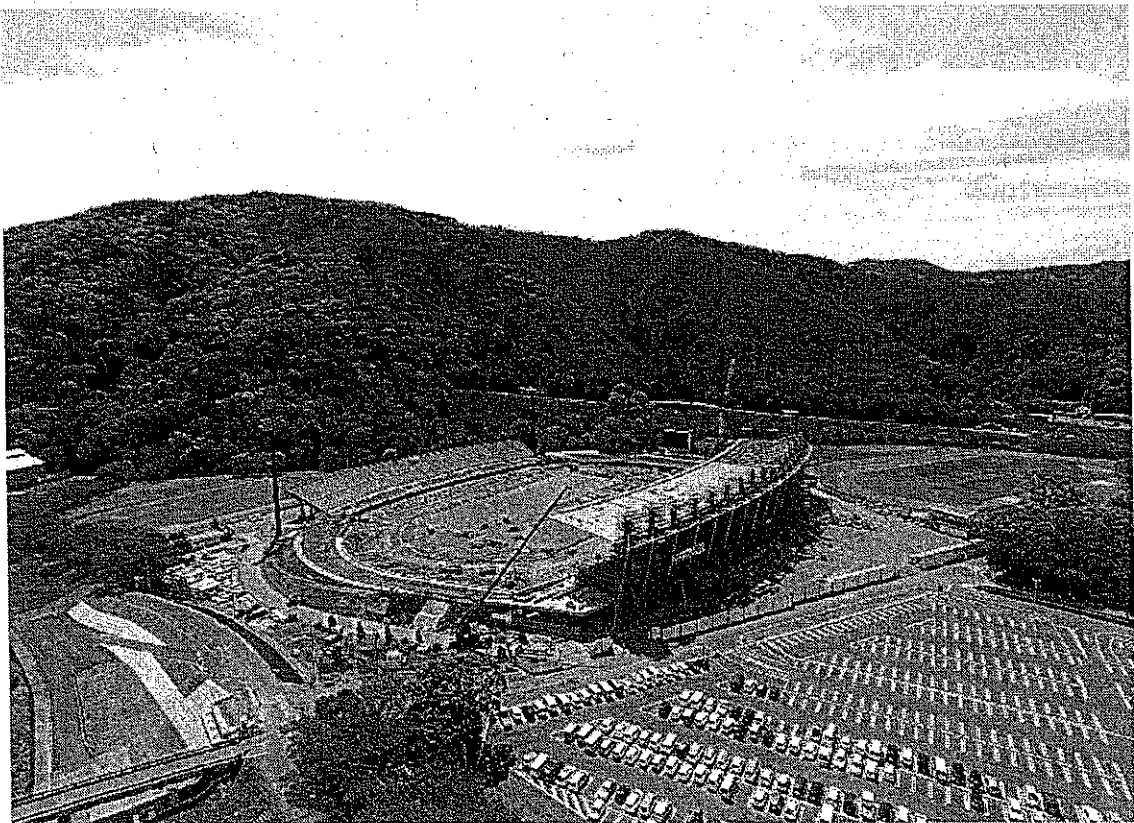


三重交通G スポーツの杜 伊勢

1 完成イメージ



2 整備の様子 (平成 29 年 4 月撮影)



10 競技力向上対策について

1 現状

本県の競技力向上については、三重県競技力向上対策本部(以下「対策本部」という。)の競技力向上対策基本方針において、平成 28 年度からの 3 年間を「育成期」とし、目標を男女総合成績(天皇杯順位) 10 位台の獲得と定め、取組を進めているところです。

そのような中、今年の「希望郷いわて国体」では、天皇杯順位 27 位となり、目標の 10 位台獲得には至りませんでした。(別紙 1)

この結果を受け、競技力向上の取組の成果や課題について、対策本部の専門委員会(ジュニア・少年選手強化、成年選手強化、企業等連絡調整)において、有識者等の委員により協議を行うとともに、競技団体からのヒアリングを実施した結果、さまざまな課題が明らかになりました。

2 課題

- (1) 平成 29 年の愛媛国体での天皇杯順位 10 位台の獲得に向けて、接戦を確実に勝ちきるため、選手や指導者がさらに経験を積む必要があること。
- (2) 全国大会等で活躍する少年選手を育成するには、小中学生から高校生へと一貫した指導をすることが、より成果を上げられることから、三重とこわか国体の少年種別において選手の年齢に達するターゲットエイジ(平成 29 年度においては小学校 6 年生・中学校 1 年生・中学校 2 年生、(ただし、一部競技は小学校 5 年生を含む))の育成・強化に計画的に取り組むこと。
- (3) 女子種別における入賞レベルへの引き上げや、安定した競技得点につながる支援に取り組むこと。
- (4) 平成 27 年度から開始したトップアスリートの就職支援等の取組を充実することにより、成年種別の競技力の向上を図ること。
- (5) 長く入賞をしていないなど、成果が上がっていない競技団体に対して、今後入賞を果たせるよう、対策本部がより深く関わっていくこと。

3 今後の取組

専門委員会や競技団体のヒアリングから明らかになった課題をふまえ、愛媛国体における天皇杯順位 10 位台の獲得と三重とこわか国体での天皇杯、皇后杯獲得に向けて、平成 29 年度に特に注力していく取組は、次のとおりです。

(1) 選手の強化、指導者の資質向上

愛媛国体で天皇杯順位 10 位台を獲得するため、競技力を確実に入賞レベルに引き上げる必要があります。

このため、強化対策に「選択と集中」の考え方を取り入れ、重点的な支援を行います。

(2) ターゲットエイジに絞ったジュニア選手の育成・強化

将来の本県競技スポーツを担うジュニア選手については、特にターゲットエイジの育成・強化に的を絞り、小中学生から高校生までの一貫指導体制の構築に取り組みます。

また、県民や企業の皆さんから協力いただいた「三重から発進！未来のトップアスリート応援募金」を活用し、全国や国際大会で活躍が期待される県内トップクラスのジュニア選手の育成に取り組みます。

(3) 女性アスリートの育成・強化

女子種別の強化を図るため、優れた資質を有する女子小中学生を発掘・育成する取組をさらに進めます。また、女性アスリートが長く競技を継続できるよう、研修会を開催するなど、指導者の資質向上や、選手、指導者、保護者等の意識醸成を図ります。

(4) 成年選手の県内定着に向けた就職支援

県内外出身のトップアスリートの県内定着へ向けて、県内企業の協力を得て、就職支援に引き続き取り組みます。

また、教員採用における「スポーツ競技者特別選考」の継続に加え、今年度から、県職員採用試験においても「行政Ⅲ」の区分を設け、競技者としての人材を採用する制度が開始されます。

これらとともに、市町に対しても職員採用について協力を依頼するなど、官民が一体となった取組を進めていきます。

(5) 対策本部体制の充実

これらの取組を推進するため、平成 29 年度からスポーツ推進局に「競技力向上対策課」を設置し人員体制を強化しました。

対策本部と競技団体がより緊密に連携を図り、選手の育成・強化に取り組みます。

第67回～71回国体における天皇杯順位の推移

別紙1

| 第67回岐阜 | | |
|--------|-----|--------|
| 順 | 県名 | 得点合計 |
| 1 | 岐阜 | 3028.5 |
| 2 | 東京 | 2031.0 |
| 3 | 愛知 | 1960.0 |
| 4 | 埼玉 | 1922.0 |
| 5 | 大阪 | 1594.5 |
| 6 | 神奈川 | 1490.0 |
| 7 | 千葉 | 1444.0 |
| 8 | 京都 | 1429.0 |
| 9 | 福岡 | 1413.0 |
| 10 | 北海道 | 1406.0 |
| 11 | 兵庫 | 1401.5 |
| 12 | 広島 | 1148.5 |
| 13 | 岡山 | 1137.0 |
| 14 | 静岡 | 1103.0 |
| 15 | 山口 | 1066.5 |
| 16 | 群馬 | 1052.0 |
| 17 | 長野 | 1026.0 |
| 18 | 栃木 | 1005.5 |
| 19 | 大分 | 955.0 |
| 20 | 長崎 | 939.5 |
| 21 | 和歌山 | 934.5 |
| 22 | 新潟 | 933.0 |
| 23 | 熊本 | 930.5 |
| 24 | 福井 | 916.0 |
| 25 | 宮城 | 905.0 |
| 26 | 石川 | 904.5 |
| 27 | 富山 | 891.0 |
| 28 | 山形 | 883.0 |
| 28 | 香川 | 883.0 |
| 30 | 佐賀 | 846.0 |
| 31 | 鹿児島 | 845.0 |
| 32 | 滋賀 | 819.0 |
| 33 | 茨城 | 817.5 |
| 34 | 愛媛 | 817.0 |
| 35 | 奈良 | 814.5 |
| 36 | 秋田 | 814.0 |
| 37 | 宮崎 | 794.5 |
| 38 | 三重 | 792.5 |
| 39 | 岩手 | 790.0 |
| 40 | 青森 | 770.5 |
| 41 | 山梨 | 751.0 |
| 42 | 沖縄 | 694.0 |
| 43 | 福島 | 685.0 |
| 44 | 鳥取 | 660.5 |
| 45 | 島根 | 597.0 |
| 45 | 徳島 | 597.0 |
| 47 | 高知 | 567.0 |

| 第68回東京 | | |
|--------|-----|---------|
| 順 | 県名 | 得点合計 |
| 1 | 東京 | 3486.0 |
| 2 | 大阪 | 1839.5 |
| 3 | 埼玉 | 1813.5 |
| 4 | 愛知 | 1811.0 |
| 5 | 岐阜 | 1681.0 |
| 6 | 神奈川 | 1617.83 |
| 7 | 千葉 | 1524.5 |
| 8 | 福岡 | 1410.0 |
| 9 | 北海道 | 1330.5 |
| 10 | 長崎 | 1219.5 |
| 11 | 京都 | 1197.0 |
| 12 | 兵庫 | 1183.0 |
| 13 | 栃木 | 1037.25 |
| 14 | 群馬 | 1036.5 |
| 15 | 広島 | 1036.0 |
| 16 | 岡山 | 1023.25 |
| 17 | 長野 | 1002.5 |
| 18 | 和歌山 | 990.5 |
| 19 | 山形 | 974.5 |
| 20 | 静岡 | 968.75 |
| 21 | 宮城 | 955.0 |
| 22 | 大分 | 944.0 |
| 23 | 岩手 | 943.0 |
| 24 | 福井 | 938.0 |
| 25 | 新潟 | 935.5 |
| 26 | 愛媛 | 932.75 |
| 27 | 熊本 | 923.5 |
| 28 | 石川 | 903.0 |
| 29 | 茨城 | 886.5 |
| 30 | 香川 | 880.0 |
| 31 | 山梨 | 856.5 |
| 32 | 山口 | 848.5 |
| 33 | 富山 | 842.5 |
| 34 | 青森 | 840.0 |
| 35 | 福島 | 816.5 |
| 36 | 鹿児島 | 815.5 |
| 37 | 奈良 | 787.0 |
| 38 | 宮崎 | 778.0 |
| 39 | 秋田 | 774.5 |
| 40 | 滋賀 | 763.83 |
| 41 | 三重 | 745.0 |
| 42 | 高知 | 721.5 |
| 43 | 沖縄 | 719.5 |
| 44 | 佐賀 | 651.0 |
| 45 | 鳥取 | 620.0 |
| 46 | 島根 | 575.83 |
| 47 | 徳島 | 536.5 |

| 第69回長崎 | | |
|--------|-----|---------|
| 順 | 県名 | 得点合計 |
| 1 | 長崎 | 2,364.0 |
| 2 | 東京 | 2,113.5 |
| 3 | 愛知 | 1,886.5 |
| 4 | 大阪 | 1,807.5 |
| 5 | 埼玉 | 1,702.5 |
| 6 | 神奈川 | 1,649.5 |
| 7 | 福岡 | 1,509.5 |
| 8 | 北海道 | 1,484.5 |
| 9 | 岐阜 | 1,439.5 |
| 10 | 千葉 | 1,394.0 |
| 11 | 兵庫 | 1,314.0 |
| 12 | 京都 | 1,222.5 |
| 13 | 岡山 | 1,195.5 |
| 14 | 群馬 | 1,139.0 |
| 15 | 和歌山 | 1,063.0 |
| 16 | 石川 | 1,027.5 |
| 17 | 福井 | 1,018.5 |
| 18 | 広島 | 1,012.5 |
| 19 | 宮崎 | 1,001.0 |
| 20 | 長野 | 997.0 |
| 21 | 愛媛 | 984.5 |
| 22 | 山口 | 971.5 |
| 23 | 栃木 | 966.5 |
| 24 | 熊本 | 935.0 |
| 25 | 宮城 | 934.0 |
| 26 | 静岡 | 917.0 |
| 27 | 鹿児島 | 897.5 |
| 28 | 大分 | 896.0 |
| 29 | 山梨 | 892.0 |
| 30 | 山形 | 870.0 |
| 31 | 茨城 | 852.5 |
| 32 | 三重 | 834.0 |
| 33 | 富山 | 830.5 |
| 34 | 福島 | 823.0 |
| 35 | 滋賀 | 810.5 |
| 35 | 奈良 | 810.5 |
| 37 | 岩手 | 807.5 |
| 38 | 鳥取 | 790.0 |
| 39 | 佐賀 | 783.0 |
| 40 | 新潟 | 780.0 |
| 41 | 香川 | 779.5 |
| 42 | 秋田 | 769.0 |
| 43 | 青森 | 758.5 |
| 44 | 沖縄 | 726.0 |
| 45 | 島根 | 555.0 |
| 46 | 徳島 | 550.0 |
| 47 | 高知 | 539.0 |

| 第70回和歌山 | | |
|---------|-----|---------|
| 順 | 県名 | 得点合計 |
| 1 | 和歌山 | 2,257.0 |
| 2 | 東京 | 2,052.5 |
| 3 | 愛知 | 1,977.5 |
| 4 | 埼玉 | 1,904.5 |
| 5 | 大阪 | 1,806.5 |
| 6 | 神奈川 | 1,626.0 |
| 7 | 千葉 | 1,528.5 |
| 8 | 福岡 | 1,519.5 |
| 9 | 北海道 | 1,393.0 |
| 10 | 京都 | 1,293.5 |
| 11 | 岡山 | 1,222.5 |
| 12 | 兵庫 | 1,215.5 |
| 13 | 愛媛 | 1,203.5 |
| 14 | 長野 | 1,150.5 |
| 15 | 岐阜 | 1,130.5 |
| 16 | 岩手 | 1,099.0 |
| 17 | 長崎 | 1,070.5 |
| 18 | 熊本 | 1,038.5 |
| 19 | 栃木 | 1,029.0 |
| 20 | 静岡 | 1,015.5 |
| 21 | 広島 | 1,000.5 |
| 22 | 群馬 | 997.5 |
| 23 | 宮城 | 956.5 |
| 24 | 滋賀 | 940.0 |
| 25 | 大分 | 930.5 |
| 26 | 福井 | 920.5 |
| 27 | 三重 | 918.0 |
| 28 | 山口 | 904.5 |
| 29 | 石川 | 887.0 |
| 30 | 香川 | 879.0 |
| 31 | 福島 | 866.0 |
| 32 | 茨城 | 839.0 |
| 33 | 奈良 | 834.5 |
| 34 | 山梨 | 818.5 |
| 35 | 富山 | 807.0 |
| 35 | 山形 | 801.5 |
| 37 | 鹿児島 | 799.5 |
| 38 | 秋田 | 774.5 |
| 39 | 新潟 | 767.0 |
| 40 | 青森 | 722.5 |
| 40 | 鳥取 | 722.5 |
| 42 | 宮崎 | 707.5 |
| 43 | 佐賀 | 687.5 |
| 44 | 島根 | 648.5 |
| 45 | 沖縄 | 633.0 |
| 46 | 徳島 | 605.5 |
| 47 | 高知 | 576.5 |

| 第71回岩手 | | |
|--------|-----|---------|
| 順 | 県名 | 得点合計 |
| 1 | 東京 | 2,532.5 |
| 2 | 岩手 | 1,924.0 |
| 3 | 埼玉 | 1,893.0 |
| 4 | 愛知 | 1,777.5 |
| 5 | 千葉 | 1,676.0 |
| 6 | 大阪 | 1,642.0 |
| 7 | 愛媛 | 1,531.0 |
| 8 | 神奈川 | 1,520.0 |
| 9 | 北海道 | 1,408.0 |
| 10 | 岐阜 | 1,354.5 |
| 11 | 兵庫 | 1,293.0 |
| 12 | 京都 | 1,289.0 |
| 13 | 福岡 | 1,286.0 |
| 14 | 広島 | 1,192.5 |
| 15 | 岡山 | 1,146.0 |
| 16 | 静岡 | 1,093.5 |
| 17 | 新潟 | 1,054.0 |
| 18 | 福井 | 1,052.5 |
| 19 | 長野 | 1,041.5 |
| 20 | 和歌山 | 1,008.5 |
| 21 | 富山 | 988.5 |
| 22 | 茨城 | 981.5 |
| 23 | 山梨 | 953.5 |
| 24 | 宮城 | 948.0 |
| 25 | 群馬 | 934.0 |
| 26 | 山形 | 929.0 |
| 27 | 三重 | 920.0 |
| 28 | 長崎 | 919.5 |
| 29 | 山口 | 906.5 |
| 30 | 栃木 | 903.5 |
| 31 | 熊本 | 899.5 |
| 32 | 鹿児島 | 895.0 |
| 33 | 滋賀 | 888.0 |
| 34 | 奈良 | 869.0 |
| 35 | 福島 | 843.5 |
| 36 | 石川 | 838.0 |
| 37 | 秋田 | 817.5 |
| 38 | 大分 | 786.0 |
| 39 | 宮崎 | 768.5 |
| 40 | 青森 | 759.5 |
| 40 | 香川 | 759.5 |
| 42 | 鳥取 | 753.5 |
| 43 | 佐賀 | 739.5 |
| 44 | 沖縄 | 702.0 |
| 45 | 島根 | 632.0 |
| 46 | 徳島 | 540.5 |
| 47 | 高知 | 455.5 |

第67回～71回国体における皇后杯順位の推移

| 第67回岐阜 | | |
|--------|-----|--------|
| 順 | 県名 | 得点合計 |
| 1 | 岐阜 | 1460.0 |
| 2 | 東京 | 1008.5 |
| 3 | 愛知 | 931.0 |
| 4 | 埼玉 | 899.5 |
| 5 | 福岡 | 737.5 |
| 6 | 大阪 | 725.5 |
| 7 | 千葉 | 722.0 |
| 8 | 兵庫 | 715.0 |
| 9 | 京都 | 681.5 |
| 10 | 神奈川 | 680.0 |
| 11 | 北海道 | 675.5 |
| 12 | 熊本 | 615.5 |
| 13 | 静岡 | 604.5 |
| 14 | 岡山 | 578.5 |
| 15 | 山口 | 571.5 |
| 16 | 群馬 | 565.5 |
| 17 | 長野 | 565.0 |
| 18 | 広島 | 562.0 |
| 19 | 栃木 | 546.0 |
| 20 | 大分 | 536.0 |
| 21 | 新潟 | 520.5 |
| 22 | 福井 | 512.0 |
| 23 | 長崎 | 510.5 |
| 24 | 石川 | 488.5 |
| 25 | 香川 | 486.5 |
| 26 | 宮城 | 482.5 |
| 27 | 山形 | 480.0 |
| 27 | 富山 | 480.0 |
| 29 | 滋賀 | 466.0 |
| 30 | 佐賀 | 464.5 |
| 31 | 愛媛 | 459.0 |
| 32 | 鹿児島 | 456.0 |
| 33 | 秋田 | 452.5 |
| 34 | 茨城 | 442.5 |
| 35 | 山梨 | 437.5 |
| 36 | 鳥取 | 436.5 |
| 37 | 和歌山 | 433.0 |
| 38 | 奈良 | 421.5 |
| 39 | 宮崎 | 414.5 |
| 40 | 岩手 | 408.0 |
| 41 | 青森 | 396.0 |
| 42 | 高知 | 372.0 |
| 43 | 徳島 | 367.5 |
| 44 | 福島 | 363.0 |
| 45 | 三重 | 330.0 |
| 46 | 島根 | 328.0 |
| 47 | 沖縄 | 310.0 |

| 第68回東京 | | |
|--------|-----|--------|
| 順 | 県名 | 得点合計 |
| 1 | 東京 | 1622.0 |
| 2 | 大阪 | 883.5 |
| 3 | 岐阜 | 840.0 |
| 4 | 埼玉 | 835.5 |
| 5 | 千葉 | 834.5 |
| 6 | 愛知 | 822.0 |
| 7 | 神奈川 | 725.5 |
| 8 | 福岡 | 721.0 |
| 9 | 兵庫 | 682.5 |
| 10 | 北海道 | 670.0 |
| 11 | 群馬 | 602.0 |
| 12 | 広島 | 599.0 |
| 13 | 長崎 | 594.0 |
| 14 | 栃木 | 584.5 |
| 15 | 愛媛 | 571.0 |
| 16 | 長野 | 529.5 |
| 17 | 山梨 | 526.0 |
| 18 | 新潟 | 525.5 |
| 19 | 京都 | 519.5 |
| 20 | 熊本 | 517.5 |
| 21 | 静岡 | 516.5 |
| 22 | 福井 | 511.0 |
| 23 | 山形 | 508.5 |
| 24 | 宮城 | 493.5 |
| 25 | 山口 | 490.5 |
| 26 | 和歌山 | 490.0 |
| 27 | 岩手 | 483.0 |
| 28 | 滋賀 | 477.0 |
| 29 | 大分 | 469.5 |
| 30 | 鹿児島 | 462.0 |
| 30 | 富山 | 458.0 |
| 32 | 香川 | 452.0 |
| 33 | 岡山 | 447.5 |
| 34 | 福島 | 445.0 |
| 35 | 石川 | 442.5 |
| 36 | 青森 | 434.0 |
| 37 | 茨城 | 421.5 |
| 38 | 佐賀 | 397.0 |
| 39 | 三重 | 383.5 |
| 40 | 高知 | 382.0 |
| 41 | 宮崎 | 377.5 |
| 42 | 秋田 | 371.5 |
| 43 | 奈良 | 365.5 |
| 44 | 鳥取 | 360.5 |
| 45 | 沖縄 | 347.0 |
| 46 | 徳島 | 341.5 |
| 47 | 島根 | 332.0 |

| 第69回長崎 | | |
|--------|-----|--------|
| 順 | 県名 | 得点合計 |
| 1 | 東京 | 1118.5 |
| 2 | 長崎 | 1076.5 |
| 3 | 愛知 | 1024.0 |
| 4 | 大阪 | 919.0 |
| 5 | 岐阜 | 825.0 |
| 6 | 千葉 | 818.5 |
| 7 | 北海道 | 763.0 |
| 8 | 兵庫 | 752.5 |
| 9 | 神奈川 | 693.0 |
| 10 | 埼玉 | 662.0 |
| 11 | 福岡 | 642.5 |
| 12 | 愛媛 | 622.5 |
| 13 | 群馬 | 607.0 |
| 14 | 広島 | 568.5 |
| 15 | 熊本 | 555.0 |
| 16 | 山梨 | 552.5 |
| 17 | 岡山 | 546.5 |
| 18 | 京都 | 545.5 |
| 19 | 和歌山 | 543.5 |
| 20 | 栃木 | 540.0 |
| 21 | 静岡 | 526.5 |
| 22 | 長野 | 500.5 |
| 23 | 宮城 | 495.5 |
| 24 | 奈良 | 486.5 |
| 25 | 佐賀 | 484.0 |
| 26 | 鹿児島 | 480.5 |
| 27 | 山口 | 476.5 |
| 28 | 富山 | 475.5 |
| 29 | 福島 | 471.5 |
| 30 | 石川 | 468.5 |
| 30 | 鳥取 | 458.5 |
| 32 | 山形 | 453.5 |
| 33 | 岩手 | 450.0 |
| 34 | 福井 | 449.5 |
| 34 | 滋賀 | 449.5 |
| 36 | 大分 | 445.0 |
| 37 | 茨城 | 441.5 |
| 38 | 三重 | 438.0 |
| 39 | 新潟 | 425.0 |
| 40 | 秋田 | 420.0 |
| 41 | 宮崎 | 414.5 |
| 42 | 香川 | 402.0 |
| 43 | 青森 | 383.0 |
| 44 | 島根 | 367.0 |
| 45 | 沖縄 | 360.5 |
| 46 | 徳島 | 331.0 |
| 47 | 高知 | 315.5 |

| 第70回和歌山 | | |
|---------|-----|--------|
| 順 | 県名 | 得点合計 |
| 1 | 東京 | 1121.0 |
| 2 | 和歌山 | 999.5 |
| 3 | 大阪 | 963.5 |
| 4 | 愛知 | 942.5 |
| 5 | 埼玉 | 803.0 |
| 6 | 千葉 | 749.5 |
| 7 | 神奈川 | 729.5 |
| 8 | 兵庫 | 694.5 |
| 9 | 北海道 | 670.5 |
| 10 | 愛媛 | 665.0 |
| 11 | 岐阜 | 658.0 |
| 12 | 福岡 | 625.0 |
| 13 | 広島 | 624.5 |
| 14 | 静岡 | 610.5 |
| 15 | 岡山 | 608.5 |
| 16 | 岩手 | 598.0 |
| 16 | 長野 | 598.0 |
| 18 | 京都 | 597.0 |
| 19 | 群馬 | 569.0 |
| 20 | 長崎 | 547.5 |
| 21 | 熊本 | 542.0 |
| 22 | 宮城 | 537.0 |
| 23 | 三重 | 502.0 |
| 24 | 福井 | 500.5 |
| 25 | 茨城 | 488.5 |
| 26 | 滋賀 | 486.0 |
| 27 | 山口 | 470.5 |
| 28 | 大分 | 468.5 |
| 29 | 山梨 | 459.5 |
| 30 | 鳥取 | 459.0 |
| 31 | 栃木 | 454.5 |
| 32 | 佐賀 | 440.0 |
| 33 | 鹿児島 | 437.0 |
| 34 | 香川 | 433.5 |
| 35 | 福島 | 430.5 |
| 36 | 石川 | 430.0 |
| 37 | 富山 | 425.0 |
| 38 | 秋田 | 414.0 |
| 39 | 山形 | 410.5 |
| 40 | 新潟 | 405.5 |
| 41 | 徳島 | 367.5 |
| 42 | 沖縄 | 356.0 |
| 43 | 青森 | 354.0 |
| 44 | 島根 | 347.0 |
| 45 | 高知 | 340.0 |
| 46 | 奈良 | 337.0 |
| 47 | 宮崎 | 334.5 |

| 第71回岩手 | | |
|--------|-----|--------|
| 順 | 県名 | 得点合計 |
| 1 | 東京 | 1322.5 |
| 2 | 岩手 | 981.0 |
| 3 | 愛知 | 979.0 |
| 4 | 埼玉 | 970.0 |
| 5 | 愛媛 | 968.0 |
| 6 | 大阪 | 951.0 |
| 7 | 千葉 | 919.0 |
| 8 | 京都 | 790.5 |
| 9 | 神奈川 | 751.0 |
| 10 | 北海道 | 743.5 |
| 11 | 兵庫 | 735.0 |
| 12 | 福岡 | 734.5 |
| 13 | 岐阜 | 733.0 |
| 14 | 茨城 | 660.5 |
| 15 | 広島 | 655.5 |
| 16 | 岡山 | 653.5 |
| 17 | 福井 | 645.5 |
| 18 | 長野 | 623.5 |
| 19 | 新潟 | 610.5 |
| 20 | 静岡 | 588.5 |
| 21 | 富山 | 586.5 |
| 22 | 熊本 | 566.5 |
| 23 | 山形 | 566.0 |
| 23 | 山梨 | 566.0 |
| 25 | 群馬 | 565.5 |
| 26 | 宮城 | 558.0 |
| 27 | 鳥取 | 554.0 |
| 28 | 鹿児島 | 551.5 |
| 29 | 和歌山 | 544.0 |
| 30 | 香川 | 527.0 |
| 31 | 福島 | 519.5 |
| 32 | 石川 | 508.5 |
| 33 | 佐賀 | 493.0 |
| 34 | 山口 | 491.5 |
| 35 | 長崎 | 491.0 |
| 36 | 秋田 | 486.5 |
| 37 | 奈良 | 470.0 |
| 38 | 滋賀 | 466.5 |
| 39 | 三重 | 459.5 |
| 40 | 青森 | 458.5 |
| 41 | 栃木 | 452.5 |
| 42 | 大分 | 447.5 |
| 43 | 島根 | 444.0 |
| 44 | 宮崎 | 440.5 |
| 45 | 沖縄 | 419.0 |
| 46 | 徳島 | 380.0 |
| 47 | 高知 | 373.5 |

11 三重とこわか国体、三重とこわか大会の開催準備について

1 現状

三重とこわか国体については、平成 24 年 1 月に本県開催の内々定を得た後、県準備委員会を設置し、市町や競技団体等と連携・協力しながら、会場地市町の選定等に取り組むなど順調に準備を進めており、平成 28 年 7 月には、(公財)日本体育協会から開催内定を受けました。

また、三重とこわか大会(第 21 回全国障害者スポーツ大会)については、平成 28 年 11 月に県準備委員会を設立する等準備が本格化してきたことから、平成 29 年度から地域連携部スポーツ推進局に開催業務を移管し、国体との一体的な準備に取り組みはじめたところです。

(1) 三重とこわか国体の会場地市町

正式競技、特別競技、公開競技については、県内 19 市町で行うことを選定したほか、デモンストレーションスポーツについては、平成 29 年 3 月に 10 市町 12 競技を第一次選定したところです。

(2) 三重とこわか国体の会期案

三重県案については、①皇室行事のある日を除くこと、②国体のブロック予選終了後、総合開会式までの準備に必要な期間を確保すること、③大規模イベント等が少ない期間を優先すること等を考慮し、次のとおりとしました。

今後、(公財)日本体育協会に三重県案を提出し、平成 30 年 7 月に、(公財)日本体育協会において決定される予定です。

[三重県案]

| | | | | | | |
|-------|---------|------|----------|---|------|----------|
| 第 1 案 | 平成 33 年 | 9 月 | 25 日 (土) | ～ | 10 月 | 5 日 (火) |
| 第 2 案 | 平成 33 年 | 9 月 | 26 日 (日) | ～ | 10 月 | 6 日 (水) |
| 第 3 案 | 平成 33 年 | 10 月 | 2 日 (土) | ～ | 10 月 | 12 日 (火) |

(希望順位は第 1 案～第 3 案の順)

(3) 三重とこわか大会の開催準備

これまでに、開催基本方針、大会の愛称やスローガン、会場地市町選定基本方針等について決定しています。

(4) 広報・県民運動

開催機運を醸成するため、県広報紙やポスター等を活用した広報を行うとともに、平成 28 年度には、マスコットキャラクターの愛称を「とこまる」に決定したほか、広報ボランティアには 51 人の方が登録し、県内各地のイベント等で活躍しています。

また、今年 4 月末までイメージソングを募集したところ、全国から 169 件の応募があり、今後、選定を行っていきます。

2 今後の取組方針

三重とこわか国体については、開催3年前となる平成30年に、(公財)日本体育協会から開催決定される予定です。あわせて、三重とこわか大会については、(公財)日本体育協会による三重とこわか国体の開催決定をもって、本県での開催が決定されたとみなされます。

こうしたことから、会場地市町や関係団体等と連携し、三重とこわか国体及び三重とこわか大会の一体的な準備を進めていきます。

(1) 会場地市町の選定

県内の全市町で一つ以上の競技が開催されるよう、引き続き、市町に対しデモンストラーションスポーツの応募を働きかけていくとともに、三重とこわか大会の会場地選定については、会場地市町選定基本方針に基づき、早期選定に向けて取り組んでいきます。

(2) 広報・県民運動

開催機運を高めるため、広報ボランティアとともに「とこまる」を活用した広報を行うとともに、イメージソングや今後制作するダンスを活用した県民運動を展開し、県民の皆さんが両大会を「する」「みる」「支える」といったさまざまな関わりを持ち、県民力を結集した大会となるようめざしていきます。

12 南部地域の活性化について

1 南部地域活性化の取組

県南部地域では、基幹産業である第一次産業の低迷や若者の流出などによる生産年齢人口の減少により、過疎化、高齢化が進行し、地域の活性化が重要な課題となっています。

このため、県では平成 24 年に南部地域活性化局を設置するとともに、南部地域の 13 市町、有識者、県で構成する「南部地域活性化推進協議会」を立ち上げ、県と市町が一体となって取組を進めています。

協議会では、地域の課題や活性化に係る情報共有や検討を行い、定住促進や働く場の確保に資する複数市町の連携した取組について事業化し、南部地域活性化基金等を活用して支援しています。

また、地域づくりの核となる地域おこし協力隊等の人材育成や協力隊の定住・定着に向けた活動を支援しています。

2 平成 29 年度の取組

平成 29 年度は「住み続けたいくなる取組」、「戻りたくなる取組」、「暮らしたくなる取組」の三つを柱として、次の取組を進めていきます。

(1) 住み続けたいくなる取組

市町による地域資源を生かした産業振興の取組や交流人口の拡大に向けた取組を支援します。

- 「ふるさと納税南部まるごと発信事業」

ふるさと納税のしくみを活用した南部地域の産業振興や誘客促進に係る情報発信等を一体的に行う取組を支援

- 「南部をめぐるバイク旅促進事業」

ライダーを中心に南部地域の魅力を情報発信し、バイク旅を促進することで、交流人口の拡大、地域経済の活性化につながる取組を支援

(2) 戻りたくなる取組

子どもたちが地域について学ぶことで、地域への愛着を深め、将来的な定住につながる市町の取組を支援します。

- 「子どもの地域学習推進事業」

高校生を対象に、一旦地域を離れても、将来、就職、子育て等の段階で戻って来てもらえるよう、地域の課題について、現地調査、グループディスカッション等を行い、自分事として解決策を考えることで地域のことを学ぶ取組を支援

(3) 暮らしたくなる取組

「選ばれる南部地域を目指して推進事業」として次の3取組を行います。

具体的には、地域ならではの暮らしぶり等について都市部を中心に情報発信するとともに、地域において様々な体験をしていただくことでU・Iターンを促す取組を支援します。また、地域おこし協力隊等の人材育成を通じて、地域づくりを促進していきます。

- 地元へ帰ろうプロモーション事業

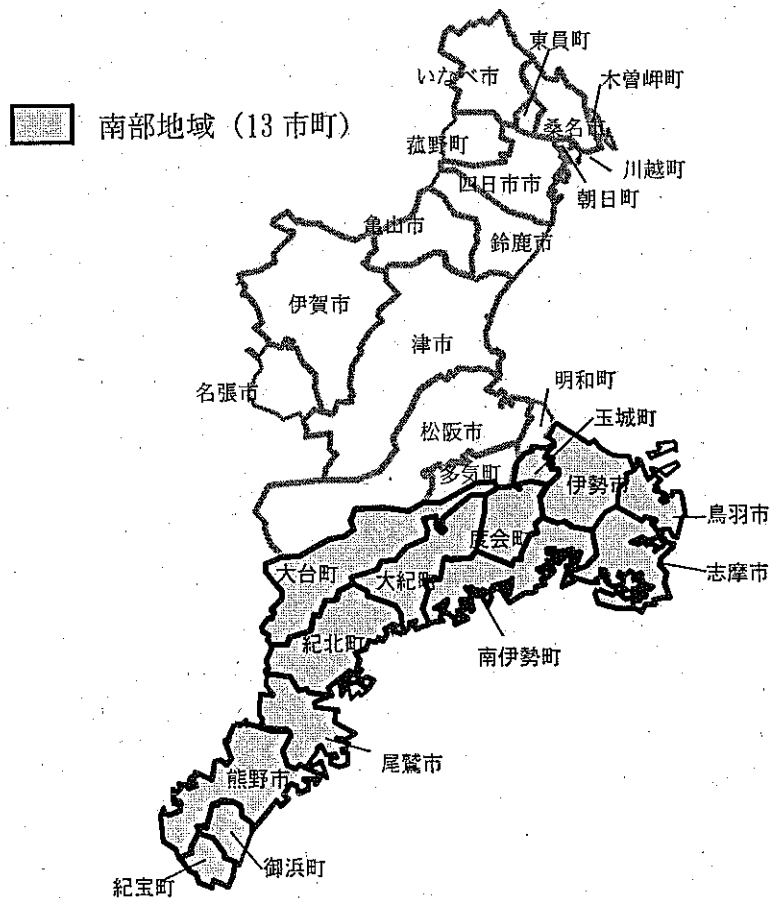
南部地域を移住・定住先として選んでもらえるよう、南部地域の生き生きとした暮らしぶりや仕事ぶり等について情報発信

- 地域のまち・ひと・しごととの巡り合いから始まるU・Iターン促進事業

都市部において交流会を開催し、南部地域への関心を高めるとともに、実際に地域を訪れ、田舎暮らし等の体験をしていただくことで、U・Iターンにつながる取組を支援

- ミエノワ（三重の輪）プロジェクト

地域づくりの核となる地域おこし協力隊等の人材育成や、協力隊が任期終了後も地域に定住し続けるための取組を実施



13 東紀州地域の活性化について

1 東紀州地域活性化の取組

東紀州地域は、世界遺産である熊野古道をはじめ、歴史、文化、自然等地域資源に恵まれていることから、県では、その魅力を生かした情報発信や熊野古道センター、紀南中核的交流施設を活用した集客交流の取組を進めています。

また、東紀州地域の5市町と県で構成される東紀州地域振興公社を地域のコーディネーターとして活用しながら、観光振興、産業振興等の取組を推進しています。

熊野古道への来訪については、インバウンドの増加が期待されることから、平成28年度は国内外向けPR動画を制作し、ユーチューブで配信するとともに、外国人によるモニターツアーを実施するなど、関係機関と連携しながら、インバウンドの受入環境の整備を進めました。

2 平成29年度の取組

平成29年度は、熊野古道世界遺産登録15周年（平成31年）に向けて、「熊野古道の活用促進」「東紀州地域振興公社の取組」「集客交流拠点の活用」を三つの柱として、次の取組を進めていきます。

(1) 熊野古道の活用促進

熊野古道の保全と活用のための活動指針である「熊野古道アクションプログラム3」を踏まえ、熊野古道の価値を次世代に伝える取組、伊勢から熊野までを結ぶ環境づくり、国内外への情報発信等を一層進めます。

特に、インバウンドについては、都市部における外国人を対象とした熊野古道セミナーの開催や外国人プロガーによる熊野古道伊勢路の踏破を行い、外国人目線で古道の魅力や地域産品等の情報発信を行うなど取組を強化していきます。

(2) 東紀州地域振興公社の取組

東紀州地域振興公社では、引き続き、地域が一体となった広域的な観光振興、産業振興等の取組を推進していきます。

観光振興については、海外からの誘客促進、観光DMOの設立を視野に入れた人材育成等に取り組みます。また、東紀州地域の市町が連携して取り組む地域の新商品開発、販路開拓、人材の育成等の活動を支援することにより、産業の振興を図っていきます。

(3) 集客交流拠点の活用

熊野古道センターでは、熊野古道を中心とした地域の魅力発信、企画展や交流イベントの開催等に取り組むとともに、外国人受入環境の一層の整備を進めるため、展示棟の映像を英語化するなど、機能強化を図っていきます。

また、紀南中核的交流施設「里創人 熊野倶楽部^{リゾート}」においては、魅力的な滞在プラン等の企画や地域資源を活用した体験プログラムの実施、地域と連携したイベントの開催等に取り組んでおり、集客交流の機能が充実するよう引き続き支援していきます。

※観光DMO (Destination Management/Marketing Organization)

地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役。多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人。(観光庁ホームページより)

※東紀州地域への来訪者数 (人)

| | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|-------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 熊野古道来訪者数 | 273, 673 | 308, 326 | 428, 698 | 352, 262 | 327, 534 |
| 熊野古道センター 来館者数 | 108, 509 | 108, 227 | 117, 924 | 106, 480 | 120, 206 |
| 紀南中核的交流施設 宿泊者数 | 10, 156 | 12, 833 | 14, 001 | 14, 450 | 17, 482 |

※熊野古道来訪者数は、毎年1～12月の推計値

14 過疎・離島・半島地域の振興について

1 現状と課題

過疎・離島・半島地域においては、人口減少と高齢化、主な産業である第一次産業の低迷、農地や山林の荒廃による公益的機能の低下等、様々な課題への対応が求められており、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう地域づくりを進めていく必要があります。

2 過疎地域の振興

過疎地域自立促進特別措置法により、県内では、津市の一部（美杉地区）、松阪市の一部（飯南・飯高地区）、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、大台町、大紀町、南伊勢町、紀北町の9市町10地域が過疎地域に指定されています。

同法については、平成24年6月に法期限が延長されたことから、県では「三重県過疎地域自立促進方針（平成28年度～32年度）」及び「三重県過疎地域自立促進計画（平成28年度～32年度）」を平成27年度末に策定しました。市町においても、同方針を受けて過疎地域自立促進市町計画を策定しています。

現在、計画に沿って取組を進め、地域の自立を促進し、産業振興や福祉の向上等につなげているところです。

なお、平成29年3月に平成27年国勢調査の結果を踏まえた同法の改正が行われ、過疎地域の要件が追加されましたが、県内では過疎地域（市町）の追加はありませんでした。

3 離島地域の振興

離島振興法により、県内では、鳥羽市の神島、答志島、菅島、坂手島の4島と志摩市の渡鹿野島、間崎島の2島の計6島が離島振興対策実施地域に指定されており、県は両市とともに離島地域の振興に取り組んでいます。

同法については、平成24年6月に法期限が延長されたことから、県では「三重県離島振興計画（平成25年度～34年度）」を策定し、取組を進めています。

また、離島住民等の生活交通を確保するため、鳥羽市と志摩市の離島航路に対して、国とともに支援を行っています。

引き続き、離島の自立的発展を促進し、生活の安定と福祉の向上等につなげていきます。

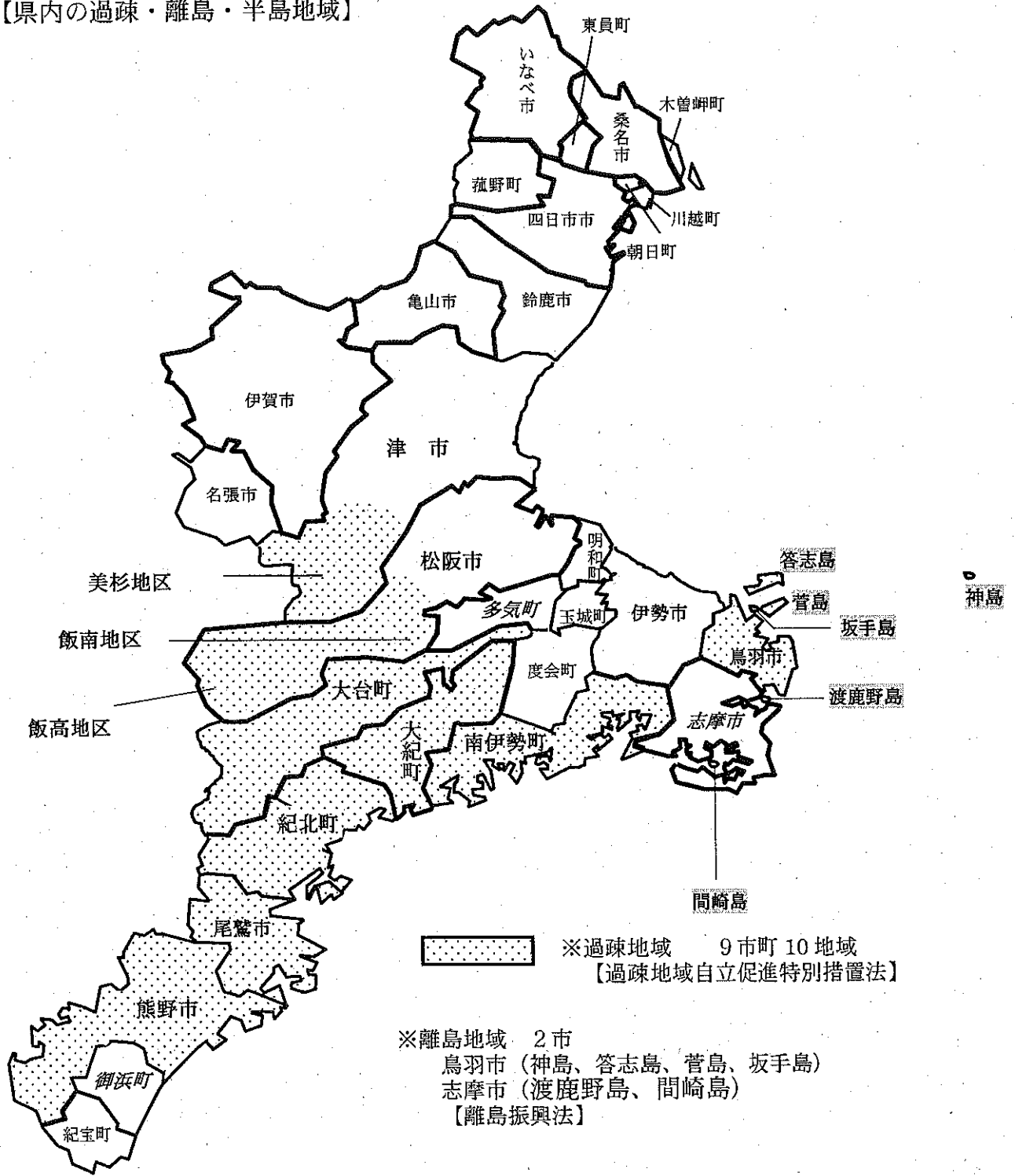
4 半島地域の振興

半島振興法により、県内では、旧嬉野町、旧三雲町を除く松阪市と伊勢市、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、志摩市、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町の16市町が対象地域に指定されています。

同法については、平成27年3月に法期限が延長されたことから、平成28年2月、奈良県、和歌山県と連携して、「紀伊地域半島振興計画（平成27年度～36年度）」を策定しました。

引き続き、計画に沿って、半島地域の自立的発展を促進し、産業振興や福祉の向上等につなげていきます。

【県内の過疎・離島・半島地域】



※過疎地域 9市町 10地域
【過疎地域自立促進特別措置法】

※離島地域 2市
鳥羽市（神島、答志島、菅島、坂手島）
志摩市（渡鹿野島、間崎島）
【離島振興法】

※半島地域 16市町
伊勢市、松阪市（旧嬉野町、旧三雲町を除く）、尾鷲市、
鳥羽市、熊野市、志摩市、多気町、明和町、大台町、
玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、
紀宝町 【半島振興法】

県民みんなで、みえのスポーツを支える取組 平成 26 年度開始

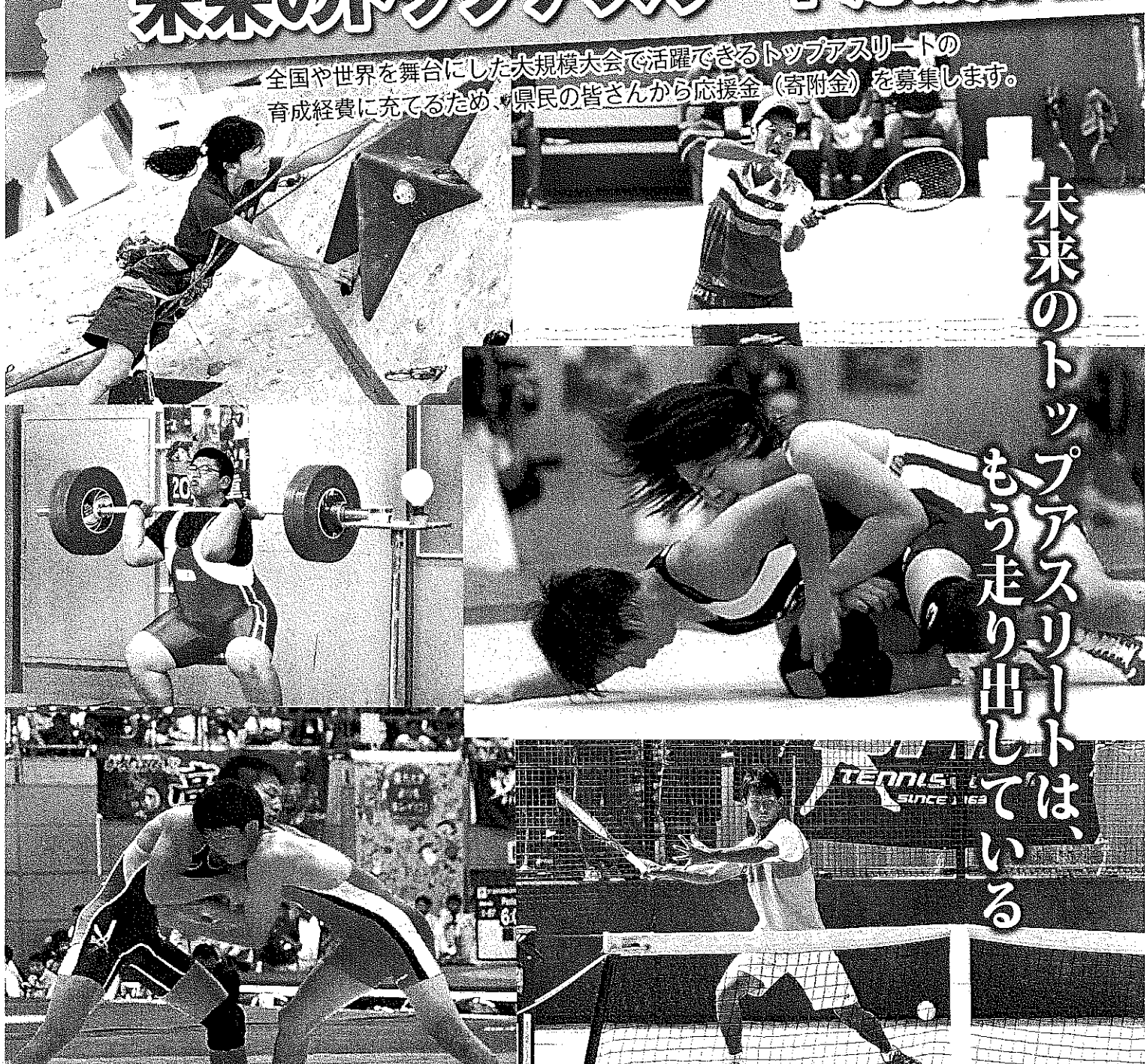
三重から発進!

トップアスリート育成プロジェクト

未来のトップアスリート応援募金

全国や世界を舞台にした大規模大会で活躍できるトップアスリートの育成経費に充てるため、県民の皆さんから応援金（寄附金）を募集します。

未来の
トップ
アスリ
ートは、
もう走
り出し
ている



募金金額

個人 2,000 円/口 **法人** 10,000 円/口

(三重県ふるさと応援寄附金)

いずれも一口以上で、何口でも可。
この募金は、税法上の優遇措置が
受けられます。

問い合わせ先（募金申込先）〒514-8570 三重県津市広明町13

三重県競技力向上対策本部事務局（三重県地域連携部スポーツ推進局スポーツ推進課内）

電話 059-224-2986 FAX 059-224-3022 E-mail sports@pref.mie.jp

URL <http://www.pref.mie.lg.jp/D1SPORTS/>

三重県スポーツ推進局

三重県競技力向上対策本部は、平成 33 年に三重県で開催される国民体育大会で男女総合優勝すること及び大会終了後も安定した競技力を確保することを目指し、平成 25 年 5 月に県、市町、各関係団体等の幅広い主体の参画を得て設立されました。

三重から発進！

未来のトップアスリート応援募金要綱

1 募金目的

国民体育大会やオリンピック等の大規模大会で活躍できるアスリートの育成を目的として、本県のトップジュニアアスリートの強化活動を支援します。

2 募金の名称

三重から発進！ 未来のトップアスリート応援募金

3 募金団体

三重県競技力向上対策本部

本部長 鈴木英敬（三重県知事）

事務局 津市広明町 13 番地

（三重県地域連携部スポーツ推進局スポーツ推進課内）

4 募金期間 随時

（取組期間 平成 26 年度～平成 33 年度）

5 募金の範囲

三重県内を中心に全国一円

6 募金対象者

募金の趣旨に賛同される個人、法人

7 募金金額

個人 一口 2,000 円（一口以上。何口でも可）

法人 一口 10,000 円（一口以上。何口でも可）

8 募金の申込み方法等

（1）申込み方法

寄附申込書に所要事項をご記入のうえ、下記のとおり先へメール、FAX、郵便等でお申し込みください。

個人の場合 三重県庁 総務部税務企画課

（三重県ふるさと応援寄附金窓口）

法人の場合 三重県競技力向上対策本部事務局

（三重県庁地域連携部スポーツ推進局スポーツ推進課内）

（2）送金方法

寄附申込書にて下記のいずれかを指定してください。

① 納付書による送金（後日、県からお送りします。振込手数料はかかりません。）

② 現金書留による送金

個人の場合は、上記の①、②の方法のほか、県のふるさと応援寄附金のサイト

（<http://www.pref.mie.lg.jp/FURUSATO/entry/index.htm>）から、クレジットカード収納、ペイジー収納、コンビニエンスストア収納ができるシステムをご利用いただけます。この場合、「三重から発進！未来のトップアスリート応援募金」をご選択ください。

（3）寄附金の受領証明書

上記の①、②の場合は、領収書（②の場合は、受領確認後に県から送付。）、その他の方法による場合は、寄附金受領証明書（受領確認後に県から送付。）となります。

9 募金の管理方法及び使途

いただいた募金については、三重県が全額を収納のうえ、三重県体育スポーツ振興基金に積み立て、上記1の目的に活用します。

10 税制上の優遇措置

（1）個人の場合

所得税法第 78 条第 2 項第 1 号に規定する「地方公共団体に対する寄附金」に該当し、寄附金控除の対象となります。

寄附金控除を受けるには、領収書または寄附金受領証明書により、確定申告またはふるさと納税ワンストップ特例手続を行っていただく必要があります。

【自己負担の目安額】

給与収入 700 万円（配偶者を扶養）で、3 万円の寄附をした場合、寄附金控除（所得税、住民税）により、寄附者の実質負担額が 2,000 円となります（所得や寄附金の額等に応じて、実質負担額は異なります）。

（2）法人の場合

法人税法第 37 条第 3 項第 1 号に規定する「地方公共団体に対する寄附金」に該当し、全額が損金算入されます。

損金算入を行うにあたっては、領収書または寄附金受領証明書により税務申告を行っていただく必要があります。

平成27年度 指定選手「チームみえスーパージュニア」主な大会実績報告



鳥袋 将 【テニス競技】

○平成27年度全国高校総体 団体3位・ダブルス5位・シングルス5位
○第23回日韓中ジュニア交流競技会 出場

選手のコメント

皆様、温かいご支援ありがとうございます。支援のおかげで、トップの大会でプレーすることができ僕自身の糧になりました。高校とは、違った環境で気持ち新たに新たな目標に向かって頑張ります。今後も応援よろしくお願いたします。

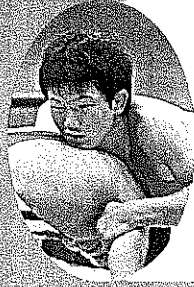


柳川 友章 【ウエイトリフティング競技】

○平成27年度全国高校総体 85kg級 優勝
○2015世界ユース選手権大会 77kg級 10位

選手のコメント

三重県の皆さん応援ありがとうございます。皆様のおかげで、県外の大学に練習に行き、スキルアップすることができています。高校新記録の樹立ができるよう、日々練習に励んでいきたいです。頑張ります。



成國 大志 【レスリング競技】

○平成27年度全国高校総体 60kg級 優勝
○第70回国民体育大会 グレコロマン60kg級 準優勝

選手のコメント

応援ありがとうございます。平成26年度と平成27年度の2年間にわたり指定していただき、全国選抜とインターハイで2冠を達成することができました。引き続き、国内だけでなく国際大会に出場し、結果を残していきたいと思っています。応援よろしくお願いたします。



田邊 雅人 【ソフトテニス競技】

○平成27年度全国高校総体 団体3位
○第23回日韓中ジュニア交流競技会 出場

選手のコメント

皆様の温かいご支援により、県外試合等に参加することができました。また、トレーナーをつけることができ、体のケアを中心に行っていただきました。今年は、高校最後の年なので、一試合一試合全力でプレーしたいと思っています。



奥野 春菜 【レスリング競技】

○平成27年度全国高校総体 52kg級 優勝
○2015アジア・カデット選手権 52kg級 優勝

選手のコメント

三重県の皆様、温かいご支援ありがとうございます。県外遠征や国内の大会に参加することができ、充実しています。オリンピック出場という目標を実現できるようにがんばります。



内田 理久 【ソフトテニス競技】

○平成27年度全国高校総体 団体3位
○第23回日韓中ジュニア交流競技会 出場

選手のコメント

皆様の温かいご支援ありがとうございます。全国各地の大会や練習会で、県外トップレベルの選手と練習ができ、自分のレベルアップにつなげることができたと思っています。高校生最後の年、いいプレーができるよう、頑張りたいと思っています。



基山仁太郎 【レスリング競技】

○第70回国民体育大会 フリースタイル 66kg級 3位
○2015世界カデット選手権 フリースタイル 58kg級 2位

選手のコメント

ご支援ありがとうございます。支援のおかげで、自分よりもトップレベルの選手と練習することができています。さらに、力をつけるため、今の自分に満足せず、日々の練習に励みたいと思っています。



田嶋あいか 【山岳競技】

○第18回JOCジュニアオリンピックカップ 優勝
○IFSC世界ユース選手権2015 リード3位

選手のコメント

昨年度に引き続き、指定していただきありがとうございます。世界ユース選手権では3位で表彰台にのることができ、第18回JOCジュニアオリンピックカップ大会で総合優勝することができました。国際大会に出場することで、新たな目標もできました。レベルアップに向けて日々の練習に励みたいと思っています。



川村 正輝 【ウエイトリフティング競技】

○平成27年度全国高校総体 +105kg級 優勝
○2015世界ユース選手権 +94kg級 6位

選手のコメント

応援ありがとうございます。今年は、国内・国際大会で活躍することができ、嬉しいです。2020年東京オリンピックでの活躍と記録の樹立に向けて、頑張りたいと思っています。今後ともよろしくお願いたします。



田嶋 瑞貴 【山岳競技】

○日本ユース選手権2015 リード優勝
○IFSC世界ユース選手権2015 リード10位

選手のコメント

昨年度に引き続き、指定していただきありがとうございます。皆様からのご支援により、日本ユース選手権で優勝することができました。姉に負けないように頑張ります。今後とも応援よろしくお願いたします。



石井 未来 【ウエイトリフティング競技】

○第17回全国高校女子選手権 63kg級 優勝
○2015世界ユース選手権 63kg級 5位

選手のコメント

応援ありがとうございます。県外の練習に参加することができ、大会に参加することができました。今後もさらにレベルアップをしていきたいと考えています。応援よろしくお願いたします。

県民の皆さんからの寄附金等を財源として、全国大会等で優秀な成績を収め、将来、国民体育大会やオリンピック等での活躍が期待される本県のジュニアアスリート（中学生・高校生）を対象に、県外遠征等の強化活動を支援するなど、トップアスリートの強化・育成を図ります。

【個人の場合】

送信先：〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県庁 総務部税務企画課（三重県ふるさと応援寄附金窓口）

電話 059-224-2127 FAX 059-224-4321 E-mail:zeimu@pref.mie.jp

スマートフォン用
「ふるさと応援寄附金」サイト



携帯電話用
「F-FEIQ 公金支払い」サイト



本申込書によるほか、インターネットによる申込みと同時にクレジットカード
収納、ペイジー（ネットバンキング）収納、コンビニ収納（店頭端末機）も可
能です。この場合、「三重から発進！未来のトップアスリート応援募金」をご
選択ください。

三重県ふるさと応援寄附金のサイト

(<http://www.pref.mie.lg.jp/FURUSATO/entry/index.htm>)

【法人の場合】

送信先：〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県競技力向上対策本部事務局（三重県庁 地域連携部スポーツ推進局スポーツ推進課内）

電話 059-224-2986 FAX 059-224-3022 E-mail:sports@pref.mie.jp

寄附申込書

平成 年 月 日

三重県知事 あて

ご住所

お名前

（ご連絡先）

電 話

F A X

E-mail

私は、三重県への寄附を申し込みます。

記

ご寄附いただく金額

円

【通信欄】

1 希望する送金方法（いずれかの□に☑印をお願いいたします。）

納付書による送金（後日、納付書をこちらから郵送します。）

現金書留による送金

2 活用を希望する取り組み

三重から発進！未来のトップアスリート応援募金

3 ふるさと納税ワンストップ特例（申請書の送付を希望される場合は□に☑印をお願いいたします。）

ふるさと納税ワンストップ特例の申請書の送付を希望します。

※寄附申込書は、切り取って頂くかコピーでも可能です。

※このチェックをただでふるさと納税ワンストップ特例の手続きが完了するものではありません。

送付させていただく申請書に必要事項をご記入のうえ三重県にご提出いただく必要があります。

